

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

門真市市民文化部人権市民相談課

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針1 男女共同参画の意識向上	施策1 身近な問題として、市民に理解と共感を広げる	①広報紙などの媒体を通じた啓発の推進	あらゆる年代や立場の人が男女共同参画への理解を深めるため、広報紙などの媒体を通じて啓発を進めます。	門真市男女共同参画推進条例や第2次かどま男女共同参画プラン及びプランの推進状況を広報紙やHP、セミナー等の多様な媒体で周知し、男女共同参画への理解が深まるように啓発していく。	①HPに「第2次かどま男女共同参画プラン」「条例」「推進状況等調査シート」を掲載した。また、男女共同参画や女性活躍推進に関する情報についても発信している。 ②HPに掲載することで多くの人に情報提供を行えている。PCのない環境にある人に対しても情報を伝えられるよう他の媒体利用についても検討していく。 ③今後もWESSを中心に男女共同参画に関する広報やセミナーを実施する等、意識の醸成に努める。	門真市男女共同参画推進条例や第2次かどま男女共同参画プラン及びプランの推進状況を広報紙やHP、セミナー等の多様な媒体で周知し、男女共同参画への理解が深まるように啓発していく。	(1)男女共同参画への理解が深まるように、広報紙やHP、セミナー等の多様な媒体を活用して積極的に啓発していること、コロナ禍という困難な状況の中でも、(2)「男女共同参画週間」懸垂幕の掲揚や駅での啓発キャンペーンの代替策としてポケットティッシュの配架をする等、工夫をしながら取り組んでいること、(3)啓発月間・週間等に合わせ3回の講座を開催したこと、(4)庁内各課において、男女の人権尊重の視点から適切な表現を使用することにも助言の体制が整いつつあることについては、高く評価できる。	人権市民相談課	1	1
		②男女共同参画に関する認識を深める機会の充実	講座などを開催し、男女共同参画に関する認識を深める機会の充実に努めます。	男女共同参画週間のみならず、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に関する認識を深める機会を提供する。市民が多く利用する大和田・古川橋・門真市駅で啓発キャンペーンを開催し、より多くの市民に男女共同参画に関する情報を提供することに努める。	①新型コロナ拡大防止のため、駅での啓発キャンペーンは中止し、40施設に啓発用ポケットティッシュの配架協力依頼をした。また、「男女共同参画週間」懸垂幕を6月1日～29日に市庁舎へ掲揚した。 ②懸垂幕・ポケットティッシュにて男女共同参画の周知が出来た。 ③今後も情勢に合わせて男女共同参画の認識を深める機会の充実に努める。	男女共同参画週間だけでなく、あらゆる機会を捉えて男女共同参画に関する認識を深める機会を提供する。また、新型コロナ拡大防止のため、駅での啓発キャンペーンは2年度同様中止とし、ポケットティッシュの配架と懸垂幕の掲揚をする。	今後も引き続き、WESSを中心に広報やセミナーを実施するとともに、市民が多く利用する駅等での啓発活動・情報提供等を実施し、イベント等の参加者数の増大とともに、意識の醸成に努めていただきたい。 コロナ禍のような困難な状況下でも、オンライン講座等の啓発手段についても検討していただきたい。	人権市民相談課	2	2
		③人権尊重意識を高める機会の充実	講座などを開催し、人権尊重意識を高める機会の充実に努めます。また、性的マイノリティや性の多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努めます。	様々な人権課題について、国や大阪府などの動向を注視しテーマを考えるとともに、参加形式のみならず様々な手法を検討し、人権意識の向上に努める。	①啓発月間・週間等に合わせ3回講座を開催し121人以上の参加があった。「戦後75年 戦時中のくらし展」(84人参加)、「ハラスメント対策の基礎知識～みんなが働きやすい職場に～」(37人参加)、「考えようみんなの人権」人権啓発パネル展(参加人数未把握) ※いずれも男女比未把握 ②講座は新型コロナ感染拡大防止のため2回中止となった。1回平均40人ではあるものの、単純な経年比較は難しい状況となった(前年度1回平均35人)。 ③新型コロナの影響により一部の講座を中止せざるを得ず、当初想定した人数より大幅に減少した。啓発を講座等のみに頼るのではなく、コロナ禍でも実施していく手段を検討する必要がある。	様々な人権課題について、国や大阪府等の動向を注視しテーマを考えるとともに、参加形式のみならず様々な手法を検討し、人権意識の向上に努める。	例えば、オンライン開催したものの録画(動画)等を市HPに掲載し、それを紹介する等、周知啓発の手法を検討していただきたい。 また、インターネット環境のない市民に向けては、動画を庁内や市の各種施設の視聴覚機器を通して見せる等、工夫していただきたい。	人権市民相談課	3	3
		④男女等の人権を尊重した表現の推進	広報紙やチラシ、パンフレットなどの媒体において、男女等の人権を尊重した表現の推進に努めます。	広報紙やチラシ、パンフレット等に男女の人権尊重の視点から、適切な表現を使用するよう努めるとともに、庁内各課が行う男女の表現行為が適切に運用されているか必要な配慮を行う。	①「表現ハンドブック 考えてみませんかよりよい表現～人権尊重のために～」をHPに常時公開するとともに、男女の人権尊重の視点から、適切な表現を使用するよう努めた。人権に関するポスター貼付について庁内周知に努めている。また、各課からの問い合わせに助言し、全庁的に人権を尊重した表現が行われるよう取り組んだ。 ②各課からの表現に関する問い合わせが引き続き増加しており、人権に配慮しようとする意識がより広がってきている。 ③庁内はもちろん、市民にも人権を尊重した表現が定着するよう「表現ハンドブック」等を活用し啓発に取り組む。	広報紙やチラシ、パンフレット等に男女の人権尊重の視点から、適切な表現を使用するよう努める。また、各課が行う男女の表現行為が適切に運用されているか必要な配慮・助言を行う。		人権市民相談課	4	4
施策2	地域団体、企業など一体となった啓発を進める	①地域団体、企業などに対する働きかけ	地域団体や企業などに対し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが推進されるように、働きかけます。	市内企業や地域団体を対象に、幅広く男女共同参画や女性活躍推進に関する周知啓発に努める。	①門真市企業人権推進連絡会員に対して、公正な採用選考に関する啓発チラシの配布や人権啓発講座等を周知した。門真市企業人権推進連絡会員を始め地域団体、市民を対象に「ハラスメント」に関する人権講座を予定していたが、コロナ禍により中止となった。 ②コロナ禍により様々な啓発講座の開催中止やオンライン開催となる等、周知の機会が減少した。 ③状況に応じた周知啓発の手法を検討する必要がある。	市内企業や地域団体を対象に、幅広く男女共同参画や女性活躍推進に関する周知啓発に努める。	コロナ禍によって啓発講座の開催中止やオンライン開催になったのは残念であるが、オンライン開催したものの録画(動画)等を市HPに掲載し、それを紹介する等、周知啓発の手法を検討していただきたい。 また、ネットの環境のない市民に向けては、動画を庁内や市の各種施設の視聴覚機器を通して見せる等、工夫していただきたい。	人権市民相談課	5	2
施策3	男女共同参画に関する情報を収集し、提供する	①大阪府等関係機関との連携による男女共同参画に関する情報の収集と提供	あらゆる場面で男女共同参画の意識が醸成されるよう、大阪府等関係機関と連携し、情報の収集や提供に努めます。	引き続き、国や大阪府等関係機関との連携により、男女共同参画に関する情報収集に努め、市民に提供する。	①大阪府やハローワークが実施するセミナー等のチラシや、内閣府発行の月間総合情報誌「共同参画」を人権市民相談課やWESSの啓発コーナーに配架した。また、HPで女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を引き続き紹介し、市内企業の行動計画や取り組みを見ることが出来るようにしている。 ②HPに男女共同参画に関する企業の取り組みや各市の情報を掲載することで男女共同参画社会の実現を目指す意識が醸成できた。 ③多くの情報を収集し、セミナー実施時等も含め、あらゆる機会を捉えて情報提供に努める。	引き続き、国や大阪府等関係機関との連携により、男女共同参画に関する情報収集に努め、市民に提供する。	チラシや情報誌を、人権市民相談課やWESSの啓発コーナーに配架したり、市HPを活用して内閣府男女共同参画局と大阪府の該当ページや女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を紹介したりする等、様々な情報を積極的に提供していることは評価できる。 今後も引き続き、関係課や関係機関と連絡を密にして、最新の情報を収集し、必要としている市民に届くように、適切かつ効果的に情報提供していただきたい。	人権市民相談課	6	3
		②メディアを活用した男女共同参画の推進	メディアの発信する内容を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力の向上を図るため、関係課や大阪府等関係機関などと連携した取り組みを進めます。	HPや広報紙、チラシなど様々な手段を活用し、関係機関から収集した男女共同参画に係る情報をより多くの市民に提供できるよう努める。	①HPで内閣府男女共同参画局と大阪府の該当ページや女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を紹介しているほか、男女共同参画に関する様々な取り組みの情報を提供している。 ②HPで紹介していることで、男女共同参画に関する取り組みや情報等を広く周知できた。 ③引き続き関係課・機関と連絡を密にし、最新情報の収集や提供に努める必要がある。	HP、広報紙、チラシ等の様々な手段を活用し、関係機関から収集した男女共同参画に係る情報をより多くの市民に提供できるよう努める。		人権市民相談課	7	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号		
方針2 多様な選択を可能にする教育・学習の推進	施策1 保育所・幼稚園・学校などにおいて、男女共同参画意識を育む	①男女共同参画意識を育む保育の推進	保育所において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする保育を進めます。	保育所保育指針に基づき、子どもの個性を尊重した保育を実施する。	①保育所保育指針の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その能力を発揮できる環境づくりを園全体の取り組みとして展開した。 ②園生活や遊びを通じ、子どもが性別にとらわれず個性を尊重する意識づくりが図られた。 ③今後も、子どもへの言葉かけなどを通じ、男女共同参画と一人ひとりの個性を尊重する意識が醸成されるよう、子どもの心の育成に配慮していきたい。	保育所保育指針に基づき、子どもの個性を尊重した保育を実施する。	(1) 保育所保育指針の趣旨や幼稚園教育要領の趣旨、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨、門真市教育大綱の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの個性が性別にとらわれることなく尊重されるような保育、幼児教育が行われていると評価できる。 今後も引き続き、男女共同参画の視点に立った、水準の高い保育・幼児教育・学校教育を推進していただきたい。 (2) コロナ禍という厳しい環境下でも、園内・学校内研修だけでなく、外部研修への参加促進等、可能な範囲内で積極的に取り組むとともに、研修内容の共有・授業実践での活用を図っていることは評価できる。	保育幼稚園課	8	4		
		②保育所職員研修の充実	保育所職員に対し、男女共同参画の視点に立った保育が進められるよう、研修を充実します。	男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践をする。	①男女共同参画の視点に立った保育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。 ②研修の参加者のみならず、報告を通じて園全体で研修内容を共有し、研修の成果をより効果的に発揮することができた。 ③外部研修への参加促進を図るのみならず、男女共同参画の意識の醸成に資する研修の企画・実践を図っていききたい。 ・ハラスメント対策の基礎知識～みんなが働きやすい職場に～(1名参加) ・子どもとともにこの世界の危機を生きる～子どもをめぐる思想～(1名参加)	男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践をする。	研修は参加者個人だけでなく組織にとって非常に重要であるので、今後も、研修への参加促進、研修内容の共有化、研修内容の実践の場での活用を図り、男女共同参画の視点に立った実践的な取り組みを継続していただきたい。 (3) 男女平等教育推進委員会の中止や臨時休校による授業時間数の確保が困難という厳しい状況であったとはいえ、20校中13校が、社会科や総合的な学習の時間等の発展学習として、男女共同参画に関する授業や取り組みを実施したことは、大きな成果であると評価できる。コロナ禍という状況が令和3年度中も続くことが予測されるのであれば、ICT機器を活用した情報交流や拡大学習会を企画・運営することを早急に検討し、準備してはどうか。 (4) キャリア教育の推進に関しては、職場体験学習や大学での体験学習、キャリア教育担当者連絡会開催等、実践的な取組の積み重ねを通じて、キャリア教育の必要性が浸透しつつあることは評価できる。今後も引き続き、教育活動全体でキャリア教育を展開するとともに、キャリア・パスポートの効果的な活用や、小・中学校の系統的なカリキュラム作成を通して、キャリア教育を充実させていただきたい。 市HPや小中学校HPを活用し、市民に対して積極的に広報を行なうことが望まれる。将来的には、定期的なアセスメントを通して、カリキュラム・マネジメントを適切に行うことが望まれる。				保育幼稚園課	9
		③男女共同参画意識を育む教育の推進	幼稚園において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。また、性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を進めます。	幼稚園教育要領に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育を実施する。	①幼稚園教育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育を展開した。 ②男女共同参画と園児それぞれの個性を尊重するため、職員間で情報共有を図り、一体的な取り組みを行うことにより、性別にとらわれず個性を尊重する視点に立った教育を実践した。 ③より男女参画と個性を尊重する意識の向上に向けた、実践的、かつ発達段階に応じた取り組みを推進していきたい。	幼稚園教育要領に基づき、子どもの個性を尊重した幼児教育を実施する。	幼稚園教育要領に基づき、子どもの個性を尊重した幼児教育を実施する。					
	こども園において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。また、性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を進めます。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの個性を尊重した幼児教育を実施する。	①幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育を展開した。 ②男女共同参画と園児それぞれの個性を尊重するため、職員間で情報共有を図り、一体的な取り組みを行うことにより、性別にとらわれず個性を尊重する視点に立った教育を実践した。 ③より男女参画と個性を尊重する意識の向上に向けた、実践的、かつ発達段階に応じた取り組みを推進していきたい。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの個性を尊重した幼児教育を実施する。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの個性を尊重した幼児教育を実施する。	保育幼稚園課	11					
	学校において、男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とする教育を進めます。また、性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を進めます。	男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、男女平等教育推進委員会等において情報共有や意見交流、拡大学習会等を継続して行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。	①男女平等教育推進委員会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたことにより、集合しての情報共有、意見交流及び拡大学習会は実施していない。令和元年度(2019年度)の各校における取組状況の取りまとめについては、他の男女共同参画に関する資料と併せて資料送付の形をとった。小・中学校における男女共同参画意識を育む教育の推進については、各校の実情に応じて可能な範囲で実施することとした。 ②男女平等教育推進委員会の内容を各校に広める形での男女共同参画に関する取り組みは実施できなかった。また、臨時休校の影響もあり、各校において授業時間数の確保が非常に厳しい状況だったため、男女共同参画に特化した人権学習の時間確保が難しかった。一方で、20校中13校が、社会科や総合的な学習の時間等の発展学習として、男女共同参画に関する授業や取り組みを実施できたことは、一定の成果であると捉えている。 ③令和2年度(2020年度)の男女平等教育推進委員会については、中止と資料送付の形をとったが、ICT機器を活用した情報交流や拡大学習会を企画・運営することが出来なかった。コロナ禍において、男女間の不平等を含めた様々な課題や差別が表出しているからこそ、男女共同参画意識を育む教育を含めた人権教育を進める必要がある。	男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、男女平等教育推進委員会等において情報共有、実践交流、拡大学習会等を開催方法を工夫して行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。	男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、男女平等教育推進委員会等において情報共有、実践交流、拡大学習会等を開催方法を工夫して行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。			男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、男女平等教育推進委員会等において情報共有、実践交流、拡大学習会等を開催方法を工夫して行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。	学校教育課	12		
	④幼稚園・学校教職員研修の充実	学校教職員に対し、男女共同参画の視点に立った教育が進められるよう、研修を充実します。	男女平等教育推進委員会を中心に、各校での充実した授業実践につながるよう、教材等の情報提供や、課題に即した拡大学習会を継続して実施する。	①男女平等教育推進委員会は中止としたが、第2次門真男女共同参画プランをはじめ、様々な園・大阪府の条例、通知、事例集及びパンフレットを、資料提供の形で送付し、各校の男女平等教育推進委員から教職員に対して周知した。拡大学習会や、男女共同参画に関する教材の送付は実施できなかったが、性の多様性に関しては、令和元年(2019年)に大阪府の性の多様性理解増進条例が施行されたこともあり、7種類以上の教材や資料を送付した。 ②新型コロナウイルスの影響もあり、教職員の十分な学びの場を提供することが出来なかったが、20校中11校において、男女共同参画に関する校内研修を実施することはできた。 ③令和2年度(2020年度)の男女平等教育推進委員会については、中止と資料送付の形をとったが、ICT機器を活用した情報交流や拡大学習会を企画・運営することが出来なかった。	男女平等教育推進委員会を中心に、各校での充実した授業実践につながるよう、教材等の情報提供や、課題に即した拡大学習会を開催方法を工夫して実施する。			男女平等教育推進委員会を中心に、各校での充実した授業実践につながるよう、教材等の情報提供や、課題に即した拡大学習会を開催方法を工夫して実施する。			学校教育課	13
	幼稚園職員に対し、男女共同参画の視点に立った教育が進められるよう、研修を充実します。	男女平等教育の推進について、各園での実践につながる教職員研修を実施する。	①園内人権研修を通じて子どもへの理解を深め、男女平等教育を推進した。 ・「子どもからスタートする資質・能力を育成する教育デザイン」(12名参加) ②男女の区別と差別の違いに対する教職員の意識を高めることができた。 ③男女共同参画の視点に立った、研修の企画・実践的な取り組み、その為の外部研修への参加を図っていききたい。 ・人権問題研修「新型コロナウイルス感染症問題」(1名参加) ・ワーク・ライフ・バランス「ハラスメント対策の基礎知識」(1名参加) ・就学前人権教育研究協議会「人権尊重の観点に立った就学前教育の今日的課題の解決に向けて」(1名参加) ・大阪府幼児教育フォーラム「保護者との協同子育てとは」(1名参加)	男女平等教育の推進について、各園での実践につながる教職員研修を実施する。	男女平等教育の推進について、各園での実践につながる教職員研修を実施する。	保育幼稚園課	14					

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号	
方針	施策1	⑤キャリア教育の推進	子ども園職員に対し、男女共同参画の視点に立った保育・教育が進められるよう、研修を充実します。	男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践をする。	①男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。 ②研修の参加者のみならず、報告を通じて園全体で研修内容を共有し、男女の区別と差別の違いに対する教職員の意識を高めることなど、研修の成果をより効果的に発揮することができた。 ③外部研修への参加促進を図るのみならず、男女共同参画の意識の醸成に資する研修の企画・より実践な取り組みを図っていききたい。 ・子どもの権利が尊重された保育・教育について(2名参加)	男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進するための研修への参加促進及び企画、実践につながる職員研修を実施する。		保育幼稚園課	15		
			子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするために、引き続き中学校で行われる職場体験学習をより充実させることともに、各中学校区においては、小・中学校の一貫した系統的なカリキュラムによるキャリア教育を研究し、実践を進めます。	キャリア教育を教育活動全体で行っていくとともに、各中学校区においては、キャリア・パスポートの効果的な活用や、小・中学校の系統的なカリキュラム作成を通して、キャリア教育の取組を充実させていく。	①小・中学校の教員を対象にキャリア教育担当者連絡会を開催し、令和2年度より活用が始まった「キャリア・パスポート」についての説明や、キャリア教育の基本的な考え方についての説明を行った。 ②キャリア教育担当者連絡会を中心に、キャリア教育の必要性については理解が深まってきており、中学校区で実践を積み重ねていくことについても定着してきている。 ③全ての教育活動の中でキャリア教育を意識した授業や行事を実施するため、キャリア教育についての理解を、引き続き教職員全体に浸透させていく必要がある。中学校区のめざす子ども像を念頭においた指導計画等の作成や、キャリア・パスポートの様式の統一を行い、系統的な指導を推進する必要がある。	キャリア・パスポートについて、各校による取り組みの交流等を通して、効果的な活用方法を考えていく。また、小・中学校の系統的なカリキュラム作成を通して、キャリア教育の取り組みを充実させていく。		学校教育課	16		
			⑥保護者に対する男女共同参画社会の啓発の推進	保育所や幼稚園、学校などにおける男女共同参画や子どもにとっての男女共同参画などについて、PTA活動の中で理解を深められるよう啓発するとともに、男女共同参画の視点に立った保護者会活動などへの働きかけを進めます。また、男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、啓発を進めます。	あらゆる機会を通じ、更なる保護者の男女共同参画促進に向けた啓発・助言等を推進する。	①懇談や行事などの機会をとらえ、男女共同参画の啓発に努めるとともに、男女共同参画の視点で保護者会活動が運営されるよう助言等に努めた。また、子どもに関する相談を通じ、各家庭が抱える問題について適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組んだ。 ②保護者間において男女共同参画の意識が高まってきており、行事参加や子どもの送迎、家庭が抱える問題などにおいて父母がともに関わる家庭が増加している。 ③すべての保護者が男女共同参画の視点に立った活動を実践されるよう今後も、あらゆる機会をとらえ、啓発に努めていきたい。		あらゆる機会を通じ、更なる保護者の男女共同参画促進に向けた啓発・助言等を推進する。	保育幼稚園課		17
	施策2	男女共同参画を進める多様な学習機会を提供する	①男女等のエンパワーメントやチャレンジのための能力開発や学習機会の充実	男女が個性と能力を発揮できるように、意識啓発を行うとともに、能力開発や技術の向上のための講座など学習機会の提供の充実を進めます。	文化活動面においては女性の参画が顕著であるものの男性の活動があまり活発ではないため、男女共同参画の趣旨に鑑み、学習機会の確保を図り、男性の参画をさらに促進していく。また、学習機会の充実を図るためにも受身の学習活動だけではなく、学んだ成果を積極的に活用することができるアウトリーチ活動などにより学習の深化を目指していきたい。	①新型コロナの影響もあり、PTA活動を通じた家庭教育の重要性についての啓発はできなかった。また、男女平等教育推進委員会での情報共有もできなかったが、家庭教育に関する大阪府や各種団体が主催する研修については、可能な範囲で情報提供を行った。 ②男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性についての啓発が進むよう、可能な範囲では情報提供ができた。 ③男女共同参画推進に関して、保護者の意識を高めるため、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にも注視しながら、PTAの学習会等を通して保護者への啓発が進むよう、取り組みを進める必要がある。	男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性についての啓発が進むよう、また、各学校での取組をPTA活動を通して周知できるよう、新型コロナウイルスの拡大状況に注視しながら、男女平等教育推進委員会等での情報共有や、家庭教育に関する研修の情報提供を行う。		学校教育課	18	
			②女性の家庭生活や地域活動への参加を促進する機会の充実	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが子育てや介護、料理などが必要になったときにも困らないように、知識や技術習得のための教室を開催します。	地域包括支援センター、シルバー人材センターと連携し、退職後の男性向けに「男性料理教室」を企画したが、災害により2回延期しているため、これについては是非実現したい。	①新型コロナ感染拡大のため、各地で文化芸術活動や発表を差し控える中、各文化施設・社会教育施設での活動を継続してできるように、感染拡大防止策を講じつつ、利用者へ利用におけるアドバイスをしたり、ルミエールホールでは、ホールでの本番利用のみ利用料金の半額を補助したりした。 ②ルミエールホールにおける補助交付の結果、ホールの利用率が上がり、文化芸術活動の継続の支援ができたと思われる。 ③感染拡大防止策を引き続き行いながら、イベントの再開や実施方法等を見直していくべきと考える。	文化活動の継続支援及び学習機会の確保を図るよう、各文化施設・社会教育施設の指定管理者と連携して行っていく。 アフターコロナのためにも今回得ることができた経験を活かしながら、女だから、男だから、ではなく、それぞれの個性と能力が発揮できる学習機会、活動を進めていけるよう、イベントの実施方法にも工夫を凝らしていただきたい。				
			③男性の家庭生活や地域活動への参加を促進する機会の充実	子育て期の父親のみならず、退職後の男性などが子育てや介護、料理などが必要になったときにも困らないように、知識や技術習得のための教室を開催します。	①新型コロナ感染拡大防止のため「男性料理教室」を中止した。 ②中止に至るまで、関係所管と連絡を取りながら準備を進めていた。 ③今回の中止を含めて、これまでに3回中止となったことから、イベント内容・実施方法について見直していく必要がある。	引き続き指定管理者と連携しながら、男性の家庭生活や地域活動への参加促進機会の充実を図っていく。	生涯学習課		20		

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	施策1 暴力を許さない社会をつくるための啓発を進める	①市民に対するDVやセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	市民に対し、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間等における暴力をなくすため、啓発を進めます。また、売買春やストーカーなど女性の人権を侵害する行為について、認識を高めるための啓発を進めます。	啓発事業等において、売買春やストーカーなど女性の人権を侵害する行為について、認識を高めるための取り組みを進める。また、女性に対する暴力をなくすため、啓発に努める。	①WESSにおいて「女性のための相談」を実施していることを年3回(4月号～6月号)広報紙で周知したほか、HPのトップページの「さまざまな相談」バナーから、2クリックで相談に関する情報にアクセスできるよう工夫している。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に啓発用ポケットティッシュを市内40カ所に配架し、WESS内をパープルリボンで装飾した。更にHPに女性の健康と権利に関する記事を掲載している。 ②HPや広報紙、ポケットティッシュの配架、WESSでの啓発活動により、女性の権利や女性に対する暴力の相談窓口に関する情報提供ができた。 ③継続して情報提供に努め、DVやセクハラに関するセミナーや講座等を開催し、広く啓発に取り組む。	啓発事業等において、売買春やストーカー等、女性の人権を侵害する行為について、認識を高めるための取り組みを進める。また、女性に対する暴力をなくすため、啓発に努める。	関係各課が継続的にハラスメントをなくすための啓発活動に取り組んでいただいていることがよくわかり、評価も理解できた。 しかし、まだまだ女性に対する暴力は存在しており、新型コロナウイルス拡大に伴い、その影響としても女性に対する暴力が懸念されている状況にあることから、関係間の連携を密にとりていただき、被害者、相談者への対応を充実したものにしてほしい。	人権市民相談課	21	6
		②企業に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	企業に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対する理解と認識を深めるための啓発を進めます。	市内企業にハラスメントに関する研修を実施し、HPなどへ周知啓発記事を掲載するほか、女性サポートステーションや人権市民相談課にハラスメントに関するチラシ・パンフレット等の配架を行い周知啓発に努める。	①門真市企業人権推進連絡会会員を始め地域団体、市民を対象とした「ハラスメント」に関する人権講座がコロナ禍により中止となったものの、大阪企業人権協議会が主催するパワハラ研修を門真市企業人権推進連絡会会員に対して案内し、1社が受講した。 ②コロナ禍により様々な啓発講座の開催の中止やオンライン開催となり、受講する機会が減少した。 ③引き続きハラスメントについての理解増進のための周知啓発に努める。	今後もハラスメントについての理解増進のための周知啓発に努める。	市民、企業、教職員、母子等、それぞれの場面でハラスメント理解の周知、研修を行い、「女性に対する暴力」はよくないことという啓発を続けてほしい。	人権市民相談課	22	
		③教職員に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	教職員に対し、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、児童・生徒のための相談体制の整備や、管理職をはじめとした教職員の研修の充実を図ります。	教職員が正しい知識を身につけ、児童・生徒の立場に立った問題意識をもてるよう、管理職をはじめとした教職員の研修を充実させるとともに、児童・生徒のための相談体制の整備を推進する。	①8月に本市の「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」を改訂した。内容としては、教職員間のセクハラ防止に関する部分と、教職員から児童・生徒に対するセクハラ防止に関する部分から構成されており、8月3日の校長会を皮切りに全校へ周知し、各校において管理職からの伝達研修を実施した。 ②管理職をはじめとした教職員に、セクハラは許されない人権侵害事象であり、児童・生徒の今後の成長にも影響を及ぼす重大事象であるとの問題意識を明確にすることができた。 ③今後、更に計画的・継続的に研修会や啓発を行い、更なる教職員の意識向上を図る必要がある。	教職員が正しい知識を身につけ、児童・生徒の立場に立った問題意識をもてるよう、管理職をはじめとした教職員の研修を充実させるとともに、改訂したセクシュアル・ハラスメント防止指針に基づいた、児童・生徒のための相談体制の整備を推進する。		学校教育課	23	
		④デートDVの啓発の推進	若い世代などに対し、デートDVについて、社会的な課題であることを認識を深めるため、啓発を進めます。	様々な機会を捉えて若い世代にデートDVに関する啓発活動を行う。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に当該施設を利用される市民に周知できるよう、パープルリボンの掲示に取り組みで啓発活動をする。	①HPに大阪府が作成した啓発パンフレット「知っていますか？デートDV」を人権市民相談課窓口及びWESSに配架した。デートDVに関する本とDVDも配架した。 ②DV防止月間に市内40カ所に啓発用ポケットティッシュを配架し周知ができた。 ③より多くの人にデートDV周知できるよう、HPに内閣府男女共同参画局のデートDVに関するサイトへのリンクを掲載するほか、他機関と協力し効果的な取り組みについて推進する必要がある。	様々な機会を捉えて若い世代にデートDVに関する啓発活動を行う。11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にHPでの周知をはじめ、施設の利用者に周知できるよう、パープルリボンの掲示に取り組み。		人権市民相談課	24	
		⑤母子保健事業などを通じたDV防止の啓発や相談の充実	妊産婦やその配偶者に対し、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問などの機会に啓発や相談を進めます。	引き続き、母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による面接を実施し、必要なケースに早期に支援を開始する。また、個別面談、家庭訪問並びに健診等を通して啓発に努める。	①母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施し、必要時には妊娠時からハイリスク妊婦として地区担当保健師がケース対応を行った。また、月1回の保健師による事例検討会で、ハイリスク妊婦の検討や情報共有が必要なケースの検討を実施し、密な支援ができるよう努めた。 ②母子健康手帳の交付から妊娠中、出産後、切れ目のない支援の中でDVのリスクアセスメントを行い、DV防止の啓発を行うことができた。また、人権市民相談課や子育て支援課等と連携しての支援ができた。 ③関係機関とのスムーズな連携に引き続き努める。	引き続き、母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による面接を実施し、必要なケースに早期に支援を開始する。また、個別面談、家庭訪問並びに健診等を通して啓発に努める。		健康増進課	25	
		⑥学校などにおける人権教育の推進	児童・生徒に対し、小・中学校において暴力を許さない心を育む人権教育を進めます。	「暴力」を伴ういじめやデートDV等をはじめ、様々な形での人権侵害を許さず、多様性を認める人権教育を推進する。	①新型コロナの影響もあり、個別の人権課題に特化した実践を行うことが困難であったが、デートDVについては、保健の授業やリーフレットの活用などの形で5校において取り組みを実施した。また、新型コロナに関する差別や偏見を防止する取り組みについては、全ての学校において実施した。 ②様々な人権課題に特化した人権学習を行う時間の確保が困難であるだけでなく、新型コロナ感染拡大防止のため、児童・生徒同士の話し合い活動にも制限がある等、限られた条件ではあったが、学校の現状や社会的な課題に応じた人権教育を実施することができた。 ③今後も、各校において、新型コロナに関する差別を含め、差別を見抜き、差別を許さない人権教育を推進できるよう研修会や学習会等を実施していく必要がある。	いじめやデートDV等を含めた様々な人権侵害を許さず、個人の尊厳と多様性を認め合える社会を目指す力を育成するため、各小・中学校における人権教育を推進する。		学校教育課	26	
		⑦医療・保健・福祉関係者や保健福祉施設、地域団体などに対する周知	医師会や保健福祉センター、門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会、校区福祉委員会などに対し、DVをはじめ児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待など、暴力被害者を見逃さないように、通報窓口や通報方法などの周知を図ります。	福祉政策課所管の門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会等の団体、担い手に対する情報提供に努め、地域の見守り力の向上に努める。	【門真市民生委員児童委員協議会】 ①7月の定例会において、小児科の院長を講師に招き児童虐待について研修を実施した(140名参加) ①10月の定例会において、障がい福祉課の職員や障がい者相談支援事業所の職員を講師に招き、障がい者理解についての研修を実施した。(140名参加) ②研修の実施により、児童虐待の通報窓口等の周知を図ることが出来たが、例年実施している「びよびよクラブ」におけるオレンジリボンキャンペーン啓発物の配布は新型コロナの影響で実施できなかった。 ③高齢者虐待についての周知活動についても研修テーマに取り上げていきたい。	福祉政策課所管の門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会等の団体、担い手に対する情報提供に努め、地域の見守り力の向上に努める。		福祉政策課	27	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
		⑧被害者を発見しやすい立場にある職員に対する情報提供	DVや虐待に対して適切な対応ができるように、関係課の相談窓口職員や教職員などのスキルアップを図るため、情報を収集し、提供します。	大阪府等が開催するDV等研修会の庁内周知を図り、職員及び相談員の参加を促し、スキルアップを図るとともに、庁内関係課との情報共有の機会を充実させる。	①大阪府が実施する研修等に本課職員が参加し、最新情報の収集に努めるとともに、その内容を関係機関に報告して情報の共有にも努めた。また、11月16日に人事課と協力し、新型コロナウイルス対策のため参加者の削減をしたうえで「DV被害からの離脱と回復を支援する～配偶者暴力と児童虐待～」と題して新規採用職員及び参加希望者の職員研修を実施した。(男24人・女8人が参加。男女比3:1) ②庁内関係課との情報共有が進んだ。研修は事例検討を使いグループで話し合いや検討をし、スキルアップにつながる研修だった。 ③継続して庁内関係課と情報共有に努め、職員がDV被害者へ適切な対応ができるよう研修等を実施していく。	大阪府等が開催するDV等研修会の庁内周知を図り、職員・相談員の参加を促し、スキルアップを図るとともに、庁内関係課との情報共有の機会を充実させる。		人権市民相談課	28	
		⑨女性に対する暴力表現を含む屋外広告物のないまちづくりの推進	女性に対する暴力表現を含む屋外広告物に対し、門真市美しいまちづくり推進協議会や地域団体と連携し、指導、警告、撤去活動を進めます。	広報紙やHPで周知するとともに、「門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会」、「門真市違法屋外広告物追放推進団体」、「門真市障がい福祉を考える会」による撤去活動推進に努めていく。	①門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会において、奇数月に京阪門真市・古川橋駅周辺の不法屋外広告物撤去活動と啓発活動(11月)を行っている(9月を除く)。また、自治会や門真市シルバー人材センターによる撤去活動及び門真市障がい福祉を考える会への業務委託もを行っている(令和2年(2020年)の撤去件数は計83件(令和3年(2021年)2月末時点)) ②撤去件数が昨年度から37件増えており、このことから、違法屋外広告物の掲示が昨年度から今年度にかけて増加していると考えられる。 ③違法屋外広告物が街から無くなるよう、啓発・撤去活動を更に推進していく必要がある。	広報紙やHPで周知するとともに、「門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会」、「門真市違法屋外広告物追放推進団体」、「門真市障がい福祉を考える会」による撤去活動の推進に努めていく。		環境政策課	29	
施策2	安心して相談できる体制を充実させる	①相談窓口の周知	広報紙をはじめHPやパンフ、講座、母子保健事業などさまざまな媒体や機会を通じて、相談窓口の周知を図ります。	定期的に、広報紙やHPを中心に、女性のための相談、人権相談、人権擁護委員による相談や関係機関での専門分野も含めた相談の周知を図り相談体制の充実を目指す。	①各相談事業について定期的に広報紙やHPに掲載し、HPトップページのボタンから2クリックで相談事業情報にアクセスできるよう工夫している。WESSセミナーや絵本読み聞かせの参加者には、毎回口頭とチラシの配布等で相談窓口の案内をした。FMハナコに毎月出演し、相談窓口の周知をした。 ②相談窓口の周知に加え、HPにおける相談窓口情報に至るまでの手順を簡素化しアクセスしやすくしている。 ③引き続き効果的な周知方法を検討していく。	定期的に広報紙やHPを中心に、女性のための相談、人権相談、人権擁護委員による相談や関係機関での専門分野も含めた相談の周知を図り、相談体制の充実をめざす。	【施策7全体について】個別の対応に関して、前年来、継続的に取り組んでおられる各施策のいすれについても、体制の充実が図られていると評価できる。本年度の目標も、これらを更に深化させるものが個々に準備されており、利用者視点を意識した実行を期待する。 以下、事業ごとの意見 【30】継続的な取り組みなので、アクセスの容易さを利用者目線で確認しながら、充実を図っていただきたい。	人権市民相談課	30	7
		②相談機能の充実と窓口の連携の強化	DVなどの被害者が抱える悩みや暴力に対して適切に対応し、被害者の心身のケアに努めるとともに、相談機能の充実と窓口の連携の強化を図ります。	複合的な課題をもった相談ケースが増加しているため、さらなる関係機関との連携を図る。	①相談窓口の周知については、定期的に広報紙に女性のための相談や人権相談窓口を掲載して周知を行った。 各相談窓口の相談件数(延べ) ・人権相談458件(女性335件(うちDV99件)・男性123件(うちDV1件)) 総件数が前年度の延べ331件から127件増加した。相談対応においては、寄り添い相談46件(前年度から16件減)、自宅等への出張相談3件(前年度から2件減)と減少した。 ・女性のための相談 267件(夫・妻間トラブル・離婚前相談・DV167件、親族間トラブル29件、その他(生きづらさ、近隣・知人・男女関係トラブル、生活不安、病氣不安、子育て他)71件) ・人権擁護委員の相談2件(男女比不明) 人権擁護委員による人権相談では、市内11カ所の福祉施設で出張相談を実施している(内9カ所は新型コロナウイルスの影響により2年度は中止)。 ②女性のための相談について、対応日数を増やしたことで件数がほぼ倍増した。継続相談や再相談が半数を占めており、安心して相談できる場を提供できた。 ③複合的な課題を抱えた相談者への相談支援を行うため、相談員自身が自己研鑽に努め、関係機関との協働を図る。	複合的な課題をもった相談ケースが増加しているため、関係機関との更なる連携を図る。	【32】総件数の増加は、相談体制の拡充による施策の効果の一つと評価でき、同時に、相談需要の多さが見て取れるので、更なる体制の充実と研鑽によるスキルアップ等で、複合的な課題への対応体制を更に充実させていただきたい。	人権市民相談課	32	
		③警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化	DVなどの課題の解決に向けた取り組みを進めるために、警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化に努めます。	DV被害者と同伴家族の安全を確保するため、引き続き関係機関と連携や情報共有の充実を図り、体制強化に努める。	①人権相談と女性のための相談の相談員が月1回定期的に情報交換会を行っている。相談対応事例について常々検討するとともに、門真警察署や保健所、医療機関、大阪府等の関係機関とも日頃から情報の共有を図り連携を強化している。 ②門真警察署、大阪府女性相談センターや中央子ども家庭センターとの連携を図り、被害者とその家族のニーズに沿った支援を行った。 ③被害者支援に向け、庁内関係各課や関係機関等と横断的、包括的な連携体制の更なる構築を図り、情報の共有化に取り組む必要がある。	DV被害者と同伴家族の安全を確保するため、引き続き関係機関と連携や情報共有の充実を図り、体制強化に努める。	【33】過年度同様、連携による支援が出来たことは評価できる。相談者及び関係機関との情報共有体制の更なる深化を進めていただきたい。	人権市民相談課	33	
		④子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談を通じ、その家庭が抱える問題について、適切に対応し、支援に努めます。	様々な研修の機会を活用して参加し、相談員のスキルアップを図る。「門真市子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」との連携に取り組み、子どもに係る相談体制の充実を図る。支援拠点の体制の確立に努めつつ、より一層の関係機関等との連携を強化しながら、ケースに応じた支援体制を構築する。	①「門真市子ども家庭総合支援拠点」として関係各課へ虐待対応専門員を配置し、児童虐待等の連携を図った。また、専門的知識の向上を図るため、コロナ禍で参加者が限定された調整担当者研修へも積極的に参加するとともに、感染拡大防止の観点から例年開催するスーパーバイス研修(児童虐待防止啓発研修)は実施できなかったものの、要保護児童連絡調整会議実務者機関を中心とした事例検討会を開催し、児童虐待に精通した精神科医の助言をいただいた。児童福祉に精通した弁護士を継続して配置し、指導・助言のもと、ケース対応を実施した。 ・相談員人数 10名(男3名・女7名)(管理職除く) ・調整担当者研修の研修回数 22回 ②年度当初に小・中学校をはじめとした各所属先へ伺い、児童虐待についての説明を実施することで関係機関との連携強化を図ることができた。また、コロナ禍で休校(園)措置等の感染拡大防止対策が実施される中、所属先等の関係機関との情報共有を図ることで、不安やストレスを抱える家庭への支援を状況に応じて実施することができた。 ③児童虐待通告を含めた相談件数は年々増加傾向にあり、その相談の内容も多様化している。児童が所属する機関との連携強化に努めつつ、国からの通知においても相談体制の充実が必要とされており、子ども家庭総合支援拠点の体制強化も含めた支援体制の充実を図る必要がある。	様々な研修の機会へ参加すると共に、児童虐待防止啓発研修について企画実施し、相談員等のスキルアップに努める。また、門真市子ども家庭総合支援拠点の支援充実のため、会議に係る要綱を策定するとともに、所属先も含めた関係機関との連携強化を図る。	【34】充実した研修体制の下で、関係機関との連携が進んでいると評価できる。さらに、児童が所属する機関との連携も図っていただき、深刻化する児童虐待への対応等、子に対する福祉の充実を望む。	子育て支援課	34	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
		⑤高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応の充実	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応に努めます。	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応に努める。	①迅速に相談対応できるよう関係課や関係機関との連携を進めた。 ②関係課・関係機関との連携により、相談者の立場・状況に合った対応ができた。 ③外国籍の相談者に対しては、大阪府の外国人情報コーナーを活用し、周知案内に努める。	関係機関と連携し、高齢者や障がいのある人、外国人などの相談対応に努める。	【35】継続的な取り組みの結果、大阪府のコーナー利用等、継続的に実効性があったと評価できる。利用者の利便性に最大限配慮した施策の実現を望む。	人権市民相談課	35	
				第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に基づき、平成31年(2019年)4月に開設した「地域生活支援拠点」で実施する24時間365日の相談体制と、拠点内に移転した「障がい者基幹相談支援センター」を中核として、障がいのある人の各種相談支援事業所及び関係機関と連携して継続的に障がいのある人や外国人の方からの相談に対応し、地域で安心した生活が送れるよう支援する。また、適切な支援につながるよう第4次障がい者計画及び第6期障がい児福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定する。	①地域生活支援拠点で実施する24時間365日の相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中核として、市内2カ所の委託障がい者相談支援事業所及び市内外の指定特定相談支援事業所等、関係機関と連携し、障がいのある人や外国人等からの相談に対して問題解決に向け取り組んだ。また、「障害者差別解消法」に関する相談にも対応できるよう、引き続き庁内への周知及び新採職員・新任管理職向け研修を実施するとともに、関係機関との連携を図り相談体制を充実させた。 ②関係機関と会議・連絡等を通じて連携を図り、スムーズな問題解決ができるよう取り組めた。また、障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる相談支援体制を強化できた。 ③今後も障がい者基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制のネットワークのさらなる強化に取り組む。	第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点で実施する24時間365日の相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中核として、障がいのある人の各種相談支援事業所及び関係機関と連携して継続的に障がいのある人や外国人の方からの相談に対応し、地域で安心した生活が送れるよう支援する。	【36】継続的な相談体制の充実と実績を踏まえて、本年度の相談体制の検討・実行をいただきたい。また、これまでの実績を踏まえた新たな計画の策定に期待する。	障がい福祉課	36	
			関係機関と連携体制の強化、職員の能力向上を図り、引き続き相談対応の充実に努める。	関係機関と連携体制の強化、職員の能力向上を図り、引き続き相談対応の充実に努める。	①地域包括支援センターを始め、窓口対応時、相談内容に応じて必要な支援に繋がった。 ②会議・研修等を開催し、関係機関との連携や相談対応職員の能力向上に努めた。 ③身近な相談場所として地域包括支援センターの周知を行う。また、引き続き関係機関との連携に努める。	関係機関との連携体制の強化、職員の能力向上を図り、引き続き相談対応の充実に努める。	【37】関係機関との連携や外国人については多言語対応体制を継続しながら、相談体制の充実を継続いただきたい。	高齢福祉課	37	
	⑥職員研修の充実	職員に対し、DVや虐待に関する理解を深めるとともに、不適切な対応による二次的被害を防止するため、研修を充実します。	啓発事業において人事課と連携し、様々な暴力等の問題について研修に取り組むとともに、各課におけるOJTでも取り組めるよう庁内へ発信する。また、国・大阪府等関係機関が実施する研修に職員が参加できるよう情報提供を行う。	①大阪府が実施する「大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修」「犯罪被害者等支援に関する研修会」「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会」「DV被害者の地域支援養成講座」に本課職員が参加して最新情報の収集に努め、その内容を関係機関に報告して情報共有に努めた。また、11月16日に人事課と協力し「DV被害者からの離脱と回復を支援する～配偶者暴力と児童虐待～」と題して職員研修を実施した。 ②人事課と協力して実施した職員研修は32人(男24人・女8人、男女比3:1)の参加があり好評だった。 ③DVや虐待に関する理解が更に深まるよう職員研修を継続する。	啓発事業において人事課と連携し、様々な暴力等の問題について、研修に取り組むとともに、各課におけるOJTでも取り組めるよう庁内へ発信する。また、国・大阪府等の関係機関が実施する研修に職員が参加できるよう情報提供を行う。	【38】他機関の研修参加及び庁内研修の充実の継続は評価できる。前年度比において、庁内研修の参加者及び女性比率の減少に留意しつつ、職員啓発が進むことを望む。	人権市民相談課	38		
			人権意識の向上は研修の重点項目と位置付けており、引き続き研修を実施する。また、派遣研修については、関係部署等へ積極的に情報提供していく。	①人権意識の向上を図るため、全職員が5年間に一度は受講する必須研修と位置づけ、研修を実施している。また、人権問題研修とは別に、DVをテーマとする研修を実施した。コロナ禍での研修開催だったため、例年のような集合研修は実施できなかったが、動画視聴や、対象者を絞る等の対策をしながら実施した。 ・戦時中の門真市民のくらし(8月14日開催 男6名・女3名 男:女 2:1) ・新型コロナウイルス感染症問題と人権(9月2日～10月30日開催 動画視聴 男94名・女79名 男:女 1.2:1) ・社会復帰に関する講演(11月2日開催 令和3年(2021年)1月29日まで動画視聴 男9名・女3名 男:女 3:1) ・DV被害者からの離脱と回復を支援する～配偶者暴力と児童虐待～(11月16日開催 男23名・女8名 男:女 2.9:1) ②継続して研修を実施することにより、人権意識の向上は図れており、DVの内容を含めた研修についても継続して実施できた。受講者には学んだことを職場で共有してもらい業務等に活かしてもらっており、引き続き、派遣研修も含めて研修を実施していく。 ③今後、男女共同参画プランの基本理念を踏まえ、研修を実施していく。	人権意識の向上は研修の重点項目と位置付けており、引き続き研修を実施する。また、派遣研修については関係部署等に積極的に情報提供していく。	【39】研修テーマを、毎年検討の上で、リアルタイムに問題となっているテーマを設定する等、研修の充実が見て取れる。コロナ下での研修方法に留意しつつ、より多数に対するより充実した継続的な研修活動の継続を望む。	人事課	39		
	施策3 被害者に対する支援体制を整える	①大阪府等関係機関との連携による一時保護の推進	DV被害者とその家族などの安全を確保するため、大阪府等関係機関と連携し、適切な一時保護に努めます。	警察署や大阪府等関係機関との連携強化を図り被害者支援に努める。	①人権市民相談課が一時保護した件数は3件であった。(人権相談2件、女性相談1件) ②大阪府等関係機関と調整し、一時保護施設で被害者の自立に向けた生活支援等が行えた。 ③一時保護以外の手段についても研究し、DV被害者の選択肢が増えるよう情報収集等に努める。	警察署や大阪府等関係機関との連携強化を図り被害者支援に努める。	迅速に関係部署・機関等と連携して、DV被害者支援の充実を図られた。	人権市民相談課	40	8
		②被害者の状況に対応した支援の充実	DV被害者の生活などについて、庁内で連携し状況に対応した支援に努めます。	DV被害者の主体的な判断による意思決定に基づき、庁内関係各課担当者と連携強化を図り充実した支援を行う。	①DVに関する相談は延べ241件(女性のための相談延べ141件・人権相談延べ100件)で、必要に応じて庁内関係各課と支援検討会議を行った。また大阪府家庭支援課や保健所が主催する研修会に参加することで個別ケースの学習や庁内以外の関係機関との関係づくりに取り組んだ。 ②DV被害者の相談内容を十分に聞き取り、本人の意思を把握の上、本人の意思決定による援助ができています。 ③関係機関との連携を進め、被害者の生活安定に向けた支援に努める。	DV被害者の主体的な判断による意思決定に基づき、庁内関係各課担当者と連携強化を図り充実した支援を行う。	WESSを中心として関係部署・機関等と連携して、DVに苦しむ被害者支援をより一層充実させて欲しい。	人権市民相談課	41	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標①：誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
				住民基本台帳事務等に基づく支援措置の実施に際し、関係各部署との情報共有等について更なる強化を図り、また情報管理についても強化に努める。	①「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーーカー行為等の被害者の保護のための門真市措置要領」に基づき支援措置を実施した。 ②相談機関及び他の市町村との連携により、DV被害者に対する支援措置の実施に努めた。 ③関係各部署との連携及び情報管理の更なる強化を図り、適切な管理体制のもとでDV等の被害者が安心して生活できるように努める。	住民基本台帳事務等に基づく支援措置の実施に際し、関係各部署との情報共有等について更なる強化を図り、また情報管理についても強化に努める。	WESS、関係各種団体等、関係部署・機関等と連携して、DV被害者支援の更なる充実を図りたい。	市民課	42	
				関係各課とも連携を図りながら被害者の安全な生活確保に努める。関係機関との更なる連携強化に努める。	①被害者の安全確認及び安全確保に努め、関係機関等と情報共有・連携を行ないながら、安全な出産及び子育てができるよう支援を行った。また、状況に応じて、母子生活支援施設等入所の検討が必要な場合はその調整を行った。 ②被害者の話を十分に傾聴して意思を確認するとともに、関係機関等と連携しながら情報共有を行い、被害者のエンパワーメントに努めることで、被害者の自立に繋がった。 ③DVの特性を理解しながら関係機関等と連携し、情報把握のうえ被害者の安全確保に努める。	DV被害者の生活の安全が図れるよう、関係機関との連携し、支援できる体制強化に努める。	WESSをはじめとした関係部署・機関等と連携してDV被害者支援の一層の充実を図りたい。	子育て支援課	43	
				DV被害者(生活保護受給者)の生活について、庁内各課及びその他関係機関(女性相談センター、介護施設等)との連携を行い、状況に応じた支援に努める。	①庁内各課及びその他関係機関からの連絡や、生活保護相談窓口へ直接来所したDV被害者(生活保護受給者)に対して、関係機関との連絡・調整を速やかに行い対応した。 ②関係機関との連絡・調整を速やかに行うことにより、DV被害者(生活保護受給者)への支援の充実が図れた。 ③庁内各課及び関係機関との連携をこれまで以上に綿密に行う。	庁内各課及びその他関係機関からの連絡や、生活保護相談窓口へ直接来所したDV被害者(生活保護受給者)に対して関係機関との連絡・調整を速やかに行い対応する。また、関係機関との連絡・調整を速やかに行うことにより、DV被害者(生活保護受給者)への支援の充実を図る。庁内各課及び関係機関との連携もこれまで以上に綿密に行う。	関係各種団体、WESSをはじめとした関係部署・機関等と連携してDV被害者支援の一層の充実を図りたい。	保護課	44	
		③関係機関との連携による就労支援の推進	就労に必要な技能、資格取得のための職業訓練機会などの情報提供を行うとともに、ハローワークなど関係機関との連携による就労支援を進めます。	職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークや大阪府・庁内関係各課との連携強化を図り、ひとりでも多くの人が就労できるように努める。	①国や大阪府等からの技術向上・資格取得のための職業訓練等のチラシ・パンフレットを市施設内に配架し、就労相談・セミナー等の周知に努めた。また、門真市・守口市・守口門真商工会議所・ハローワーク門真と合同企業説明会・面接会を実施した。 ②ハローワークや大阪府と情報提供や合同企業説明会・面接会の実施等により、関係機関との連携体制が構築できた。 ③一層関係機関との連携を強化し、就労相談・支援の充実を図る。	職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークや大阪府・庁内関係各課との連携強化を図り、ひとりでも多くの人が就労できるように努める。	生活困窮者自立支援制度等による相談・支援体制の強化充実を図りたい。	産業振興課	45	
		④被害者の子どもの心身のケア体制の充実	子どもが安心して生活ができるように、大阪府等関係機関との連携を図ります。	「門真市こども家庭総合支援拠点」の機能を強化し、関係各課及び関係機関との更なる連携強化に努める。	①子どもの安全確保を最優先に行い、関係機関・各課との連携に努めるとともに支援を行った。また、関係機関と連携し、母子生活支援施設等入所の検討が必要な場合はその調整を行った。 ②被害者の話を傾聴して意思を確認しながら情報提供を行った。また、関係機関と連携し、子どもの安心安全な環境確保に努め、被害者が一日も早く自立した生活に戻れるよう必要な支援の体制を整備に努めた。 ③DVの特性を理解しながら、関係機関と連携しつつ、子どもの安全やケアに努めることで児童の健全育成の環境整備を行う。	DV被害者の子どもの安全等にも配慮しつつ相談支援が実施できるよう、関係機関との連携強化に努める。	関係各種団体・市役所関係課等と連携・協力して、要保護児童等によりきめ細やかな支援を充実するよう働きかける。	子育て支援課	46	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標②：男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	施策1 審議会等委員への女性の参画の促進	①市政に対する関心の喚起	女性の意見を政策に反映する大切さや、女性が市政やまちづくりに関心を持つよう、広報紙などを活用して啓発を進めます。また、審議会等委員への女性の参画率などの情報を提供するなど、市民にわかりやすい市政の推進に努めます。	女性の意見を政策に反映することの大切さを、広報紙やHPで啓発するとともに、庁内関係課と連携し積極的に審議会等委員への女性の登用を進める。	①「第2次かどま男女共同参画プラン」及び推進状況をHPに掲載し、市政への女性の参画の重要性等や審議会等委員への女性の登用率を情報提供した。 ②女性の意見を政策に反映することの大切さをHPで啓発できた。 ③庁内関係課に対し、審議会等委員の女性登用の啓発に努めるとともに、HP等で審議会等への女性委員の登用率について情報提供の充実を図る。	女性の意見を政策に反映することの大切さを、広報紙やHPで啓発するとともに、庁内関係課と連携し積極的に審議会等委員への女性の登用を進める。	女性の意見を政策に反映することによって状況の改善に繋がったこれまでの施策等を具体的に示し、意見反映の意義や効果を市民に積極的に情報発信していただきたい。	人権市民相談課	47	9
		②審議会等委員への参画の促進	市の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性の参画目標を設定し、参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消をめざします。	審議会や委員会において多様な意見を反映するためには、男女偏りのない委員の登用が重要であることを庁内関係各課に周知するとともに、比率の低い女性委員の登用にに向けた取り組みを促進する。	①地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率は28.2%（H31：26.2%）で昨年より上昇した。女性委員のいない審議会等も引き続きあったが、女性のみ審議会はなかった。 ②「第2次男女共同参画プラン」では女性委員の割合30%、女性委員のいない審議会の解消を図ることを目標に明記しており、庁内での認識度は向上している。 ③引き続き、審議会等へ女性委員の登用を積極的に促進する。	審議会や委員会において多様な意見を反映するためには、男女偏りのない委員の登用が重要であることを庁内関係各課に周知するとともに、比率の低い女性委員の登用にに向けた取り組みを促進する。	審議会等委員への女性の登用率の数値目標や近年の推移等を市民に公表する機会を増やし、市の取組や動きを可視化することが必要である。	人権市民相談課	48	
		③人材の把握と活用	審議会等委員の女性の参画を促進するため、各種団体の女性リーダーなど、人材の把握と活用を促進します。	各種団体の所管課である庁内関係各課と連携し、女性の参画の充実を図る取り組みを進める。	①守口門真商工会議所と情報交換の場を一度設けたが、新型コロナの影響により、それ以降は実施できなかった。 ②民間団体の実情把握について、正確な情報収集はできていない。 ③審議会等委員に参画できる女性リーダーの人材把握、人材育成について更に取り組みを進める。	各種団体の所管課である庁内関係各課と連携し、女性の参画の充実を図る取り組みを進める。	多様な分野で活躍する女性の参画に繋げるため、庁内関係各課と連携して、幅広い分野の各種団体への働きかけを進めていただきたい。	人権市民相談課	49	
		④民間団体における女性の参画の拡大	商工会議所などの団体における方針決定過程への女性の参画を働きかけます。	各種団体に、女性の参画の充実を図るよう働きかけていく。また、「女性のための起業セミナー」を継続して実施する。	①新型コロナの影響により、守口門真商工会議所女性会の活動が自粛され、ともに活動が出来なかった。 ②守口門真商工会議所とは、2度意見交換をした。 ③起業を希望する女性が市内でも多く、今後も起業セミナーの開催に向けて取り組む。	各種団体に、女性の参画の充実を図るよう働きかけていく。また、「女性のための起業セミナー」を継続して実施する。	今後さらに女性の起業を促進するためには、市内で起業した女性及び「女性のための起業セミナー」修了者のネットワークを構築することも有用である。	人権市民相談課	50	
		⑤地域活動における女性の参画の拡大	PTAや自治会などの各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	各種団体の所管課である庁内関係各課と連携し、女性の参画の充実を図る取り組みを進める。	①男女共同参画に関する啓発事業への参加を各種団体に呼びかけ女性の参画の重要性について啓発するとともに、女性の活躍を支援するWESSを周知した。 ②ワーク・ライフ・バランス講座に37人（男26人・女11人）の参加があった。 ③地域活動における女性参画についての情報収集に努めるとともに、団体等の会議の場等に赴き、周知・啓発ができるよう関係づくりを進める。	各種団体の所管課である庁内関係各課と連携し、女性の参画の充実を図る取り組みを進める。	WESSが駅前商業施設内にある地の利をさらに活かし、WESSでも自治会や各種団体の活動についての情報が入手できるようにしていただきたい。	人権市民相談課	51	
施策2 女性職員・女性教職員の登用を促進する	①職員研修の充実と男女共同参画の視点に立った職務配置の推進	市の政策・方針決定過程への女性の参画及び女性職員の管理職への登用を積極的に進めます。女性職員のモチベーションを高め、どの職種においても男女の差なく活躍できるように、女性職員の職域拡大、職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するほか、職員研修の充実を図ります。	門真市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用を実施していく。	①令和2年（2020年）4月1日現在の女性管理職（課長補佐級以上）は50人であり、管理職全体の26.2%であった。中堅職員研修のプログラム内で、女性の部長から、今までの職場人生における知識・経験等の講話を実施した。 ②平成31年（2019年）4月1日と比べ、女性管理職の割合は、前年度より1.9%上回った。 ③今後も積極的な女性職員の登用を実施していくとともに、職員へ意識啓発をしていく。	門真市における次世代育成支援の推進及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画第2期に基づき、女性の管理職登用を実施していく。	令和2年度①進捗状況にあるような取組は女性管理職のロールモデル提示となり、中堅職員のモチベーションを上げるのに有効であるので、今後も継続して実施していただきたい。	人事課	52	10	
		②小・中学校における女性管理職の任用	女性教職員の管理職任用をさらに積極的に推進していく。	①市内小・中学校20校40名の管理職のうち、14名が女性である。 ②女性管理職の登用率は令和元年度（2019年度）と同様である。（令和元年度…35% 令和2年度35%） ③女性教職員の管理職登用を今後も積極的に進めていく。	女性教職員の管理職任用をさらに積極的に推進していく。	管理職に就くことを躊躇している女性教職員の声を拾い上げて背景にある課題を洗い出し、その打開策についても検討することが必要である。	学校教育課	53		

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標②：男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針2 地域における男女共同参画の促進	施策1 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画を促進する	①高齢者の地域における活動の促進	退職後の男性などの高齢者がボランティアなどに参加しやすいように、門真市シルバー人材センターや老人クラブ連合会などを通じて、身近な地域でのボランティア体験や活動などができる体制づくりに努めます。	老人クラブ加入者、「歩こうよ・歩こうね」運動参加者がともに減少傾向であるため、老人クラブと連携し、参加者の増加に努める。	①老人クラブの加入資格の変更により60歳未満の人でも老人クラブに加入できるようになり、活動の幅が広がったが、加入者が伸びない状況にある。 ②加入者が減少する中でも身近な地域の活動を継続して行っている。 ③新型コロナの影響により、活動が中止になることが増えてきている。新型コロナ対策を行った上で、活動を行っていく必要がある。	新型コロナ対策を行いつつ、活動を行うことで、老人クラブの活動を知ってもらい、老人クラブ加入者の増加に努める。	「老人クラブ」や「老人クラブ連合会」は門真市内では親しまれている名称であるかもしれないが、加入資格を変更したことをきっかけとして、活動的でポジティブなイメージが伝わる名称に変更することを提案する。	高齢福祉課	54	11
			男女がともに地域活動に参加できるように、ボランティア講座やボランティアフェスティバルの開催などを支援し、活動の周知・啓発を図ります。	ボランティア活動を推進している門真市社会福祉協議会がより地域のボランティアの活性化を図れるよう支援していく。	①6月に予定していたボランティアフェスティバルについては、新型コロナの影響で中止となった。 ①社会福祉協議会において開催する各種ボランティア講座等の活動の支援を実施した。ボランティア講座は、新型コロナの影響はあったものの概ね予定通り実施できた。傾聴ボランティア養成講座は、新たな生活様式を見据え、Zoomの使用法を含むスキルアップ研修を行った。 ②社会福祉協議会との連携を行い、ボランティア活動の支援に努めた。 ③社会福祉協議会のボランティア機能を充実していくよう、今後も引き続き支援を実施する。	ボランティア活動を推進している門真市社会福祉協議会がより地域のボランティアの活性化を図れるよう支援していく。	コロナ禍で新たに活動を開始したボランティア団体や、これまでの活動の幅を広げた既存のボランティア団体の存在を把握し、社会福祉協議会との連携によって活動支援に努めていただきたい。	福祉政策課	55	
			事業の周知を図るとともに、ボランティア関連団体等との連携や定期的なボランティア情報の発信に努め、登録者の活躍の場の拡充に繋げる。	①協働によるまちづくり人材バンクについて、登録者の活躍の場の拡充に向けて事業の推進に努めた。 ②登録者の活躍の場の拡充のため、ボランティア関連団体等と情報共有を図るよう努めた。(人材バンク男女比は、個人登録 男6名 女7名。団体登録13団体中7名) ③周知に努めるとともに、ボランティア関連団体等とともに連携・情報共有をさらに深め、登録・利用の促進に努める。	事業の周知を図るとともに、ボランティア関連団体等とも連携・情報共有を更に深め、登録・利用の促進に努める。	協働によるまちづくり人材バンクのWebサイトの構成はたいへん分かりやすい。このWebサイトをもっと活用し、今後、登録者や団体を増やしていただきたい。さらに、活動分野や内容等から検索できるようになると、求める人とのマッチングが促進することが期待できる。	地域政策課	56		
	③防犯・防災活動に対する男女共同参画の促進	安全で安心なまちづくりや防災活動・災害非常時などにおける男女共同参画の促進を図ります。	引き続き出前講座等で、日々変化していく特殊詐欺の手法を紹介し、被害未然防止のために消費者教育を行っていく。	①新型コロナの影響で出前講座の回数は減少し、令和2年度は出前講座を5回開催した。男女比は、男25.0%、女61.4%（無記名13.6%）。特殊詐欺既遂件数13件のうち、女7人、男6人であった。しかしながら、大阪府内の特殊詐欺被害の約8割は女性である。 ②特殊詐欺等について、広報紙、HP、出前講座を通じて情報発信を行った。出前講座では参加者の半数以上が女性であり、特殊詐欺等の周知・啓発を行うことができた。 ③女性が被害に遭うことが多いため、出前講座を開催し、特殊詐欺等の被害未然防止のために、消費者教育を行っていく。	①新型コロナの影響で出前講座の回数は減少し、令和2年度は出前講座を5回開催した。男女比は、男25.0%、女61.4%（無記名13.6%）。特殊詐欺既遂件数13件のうち、女7人、男6人であった。しかしながら、大阪府内の特殊詐欺被害の約8割は女性である。 ②特殊詐欺等について、広報紙、HP、出前講座を通じて情報発信を行った。出前講座では参加者の半数以上が女性であり、特殊詐欺等の周知・啓発を行うことができた。 ③女性が被害に遭うことが多いため、出前講座を開催し、特殊詐欺等の被害未然防止のために、消費者教育を行っていく。	新しい生活様式に配慮し、出前講座を開催し、特殊詐欺等の被害未然防止のため、引き続き消費者教育を行っていく	出前講座はとても有効な周知・啓発方法であるので、アウトリーチ先をさらに広げ、これまで情報が十分には届いていないと考えられる市民への情報提供にも努めていただきたい。	産業振興課	57	
			引き続き、防災講話や防災訓練等を通じ、関係機関と連携しながら、災害時の男女共同参画に対する意識の向上を図っていく。	①防犯に係るイベントについて、令和2年度（2020年度）においては新型コロナ感染拡大防止のため開催していない。防災に係るイベントについては、緊急事態宣言をはじめ、感染拡大等により防災講話等の開催は少ない状況であったが、段ボールベットを参加者に組み立ててもらおうなど、参加型の防災講話を実施した。 ②令和2年度（2020年度）においては、人を集めたイベントの実施が困難な状況である。防災については、開催回数が少なかったため参加者も少ない状況である。 ③防犯に係る情報発信を今まで以上に積極的にしていくことにより、男女に関係なく防犯意識の向上を図っていく。防災については、幅広く災害時の男女共同参画に対する意識の向上を図っていくため、参加者の規模が大きな防災講話などが実施されることが必要である。	防犯に係る情報発信の強化を図るため広報紙やHPの積極的な活用を進めていく。防災については、引き続き防災講話や防災訓練等を通じ、関係機関と連携しながら、災害時の男女共同参画に対する意識の向上を図っていく。	様々な災害が各地で発生して市民の防災への関心が高まっていることを活かし、泉佐野市や松原市のように防災士資格取得への助成を行うことにより、地域で防災を担う人材の発掘に繋げる。	危機管理課	58		
	④地域における子育て支援活動などに対する男女共同参画の促進	子育て家庭が地域で孤立しないように、また、親子が安心していきいきと生活ができるように、子どもの育ちや子育てを支援する活動に対し、男女共同参画を促進します。	HP及び子育て支援ポータルサイトにおいて、引き続き父親の育児参加等の啓発を行うことで、男女共同参画を促進する。	①HP及び子育て支援ポータルサイトにおいては、各所属から、イベントやひとり親家庭への支援情報等の子育て支援に関する情報を掲載した。 ②令和2年度（2020年度）においては、コロナ禍における子育て支援制度の周知のために積極的にHP及び子育て支援ポータルサイトを活用し、父親も母親も等しく支援を受けられるよう情報発信することができた。 ③掲載する情報の更なる充実を図る。	①HP及び子育て支援ポータルサイトにおいては、各所属から、イベントやひとり親家庭への支援情報等の子育て支援に関する情報を掲載した。 ②令和2年度（2020年度）においては、コロナ禍における子育て支援制度の周知のために積極的にHP及び子育て支援ポータルサイトを活用し、父親も母親も等しく支援を受けられるよう情報発信することができた。 ③掲載する情報の更なる充実を図る。	引き続きHP及び子育て支援ポータルサイト等に、父親も母親も子育てに関する情報を得られるよう発信等を行っていく。	Webサイト「すくすくひよこナビ」は場面や年代別でも情報を探すことができ、たいへん便利なポータルサイトである。情報の更新頻度も高い。今後、このサイトの更なる活用促進を働きかけていただきたい。	子育て支援課	59	
			継続して、子どもの育ちや子育てを支援する講座の内容の充実を図っていくとともに、子育て世代と高齢者による世代間の交流も図っていききたい。	①文化会館で毎年実施している「ベビーマッサージ」（生後2ヶ月～1歳対象）を実施し、子育て世代間の交流を図ることはできたものの、高齢世代と子育て世代の交流を目的とした企画は、コロナ禍のため実施できなかった。 ②コロナ禍により更に孤立しがちな子育て初心者の交流を、安全に配慮しつつ図ることができたのは評価したい。 ③継続して、子どもの育ちや子育てを支援する講座の内容の充実を図っていく。また、実施できなかった高齢世代と子育て世代の交流を目的とした企画は、改めて検討する必要がある。	指定管理者と協議のうえ、子どもの育ちや子育てを支援する講座の内容の充実を図る。	子育て支援課との連携のもと、生涯学習課として、子育ての当事者と支援者や高齢世代との交流を目的とした企画を進めていただきたい。	生涯学習課	60		

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標②：男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう

方針	施策	施策の内容 (項目)	市の取り組み	令和2年度の 事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の 事業目標	審議会の意見	担当課	事業 番号	施策 番号	
	施策2 市民、団体などの地域活動に対する支援を行う	①女性団体に対する支援	地域活動の中で女性の意思決定の場への参画を促進するため、女性リーダーの養成や女性団体への支援等の体制づくりを継続して進めるほか、セミナー等を開催し、女性リーダーが市にどんな支援を求めているのか意見を聞く機会を設け、リーダー養成に努める。	守口門真商工会議所や地域団体と連携し、女性リーダーの養成や女性団体への支援等の体制づくりを継続して進めるほか、セミナー等を開催し、女性リーダーが市にどんな支援を求めているのか意見を聞く機会を設け、リーダー養成に努める。	①新型コロナの影響により、守口門真商工会議所女性会の活動が自粛され、ともに活動が出来なかった。 ②今年度は実施できなかったが、来年度の女性リーダー養成セミナーの話は出来た。 ③今後も関係機関と情報交換を続けて女性活躍推進に取り組む。	守口門真商工会議所や地域団体と連携し、女性リーダーの養成や女性団体への支援等の体制づくりを継続して進めるほか、セミナー等を開催し、女性リーダーが市にどんな支援を求めているのか意見を聞く機会を設け、リーダー養成に努める。	新型コロナの影響により、様々な活動が自粛されているが、女性リーダー養成セミナー、ボランティアの活動情報の周知や情報発信等はインターネットを活用しオンラインで開催・発信してはいかでしょうか。 今後も引き続き、情報発信、支援活動を続けていただきたい。	人権市民相談課	61	12	
		②ボランティア活動・NPO活動の促進	ボランティア活動やまちづくり活動を行う団体への男女共同参画を促進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行います。	ボランティアの促進には男女の隔たりなく誰もが参加しやすい環境が必要であり、今後更にボランティア活動の拡充を図るため、あらゆる情報提供等に努める。	①男性が代表者のNPO法人が多い中、女性が代表であるひとり親家庭や子育て支援などの活躍が目立った。 ②コロナ禍で、地域でのイベントを企画・実施することが困難になる中、感染対策に留意しながら、ひとり親家庭の支援及び子どもの学習支援等を実施できた。と考える。(門真市に本拠地を置く全NPO数女性代表を努めるNPO数 39団体中10団体) ③男女ともに活躍できるボランティア活動やNPO法人の存在について、より周知を図るため、情報提供やネットワーク作り等の支援を行う。	ボランティア活動やNPO活動において、男女の隔たりなく誰もが参加しやすい環境を作るため、情報提供や周知、マッチング等、市民公益活動支援センターを中心に必要な支援に努める。		地域政策課	62		
		③地域コーディネーターの人材発掘・育成	地域活動の活性化を図るため、地域団体や企業などとの連携をより一層深め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域でコーディネーターを発掘し、育成することで地域力の強化を図ります。	市民や各種団体、大学、企業等との連携をより一層密なものにしていくとともに、それぞれの役割のもと、地域活動や市民公益活動を促進し、新たな繋がりや、人材の発掘・育成ができるよう努める。	①門真市自治基本条例に基づき、地域が主役の、市役所との協働によるまちづくりを推進した。また、市民公益活動支援センターにおいて、NPO法人の設立等や市民公益活動に向けた相談及び支援を実施した。 ②全6校区中、3校区で設立している地域会議について、令和2年(2020年)9月に門真市はすなな中学校区において、地域会議設立の前段階である準備会が発足し、今後地域で活躍する人数の増加が見込まれる。(設立済中学校区区議員の男女比(男:女)第五中7:3、第三中6:4、第七中6:4) ③市民公益活動支援センターを中心に、新たな担い手の発掘と、様々な地域の課題解決や活性化に向けて、市民公益活動を促進していく。	市民や各種団体、大学、企業等との連携をより一層密なものにしていくとともに、市民公益活動支援センターとも連携しながら、地域活動や市民公益活動を促進し、新たな繋がりや、老若男女問わず様々な人材の発掘・育成ができるよう努める。			地域政策課	63	
方針3 国際社会への理解	施策1 在住外国人が暮らしやすい環境づくりを進める	①生活情報や行政サービス情報などの提供	在住外国人が安心して子育てや日常生活を送ることができるように、さまざまな生活情報や行政サービス情報などの提供を進めます。	引き続き、必要に応じて通訳等を実施し、在住外国人のコミュニケーションの充実を図る。3歳6か月児健診時に中国語通訳を引き続き配置し、子どもの言葉等の発達の確認ができるようにする。	①3歳6か月児健診時に中国語通訳を配置。配置回数は8回(コロナで中止したため前年度より減少)のうち、2回(2人)であった。 ②3歳6か月児健診時に中国語通訳を配置することで、在住外国人への情報提供・支援ができた。また、通訳を介すことで、子どもの養育状況や発達面等の確認もできた。 ③引き続き、通訳の実施及び個別対応等により在住外国人への適切な情報提供に努める。	必要に応じて通訳等を実施し、在住外国人のコミュニケーションの充実を図る。3歳6か月児健診時に中国語通訳を引き続き配置し、子どもの言葉等の発達の確認ができるようにする。	言葉や文化の違う外国人が安心して生活を送るためには、コミュニケーションを取りお互いを理解することが大切だと思います。そのために引き続き、通訳を配置し外国人にわかりやすいサービスの提供を続けていただきたい。 小さな乳幼児関係の支援はありますが、小学校や中学校での進路等への教育相談や支援は必要ないでしょうか。 引き続き、3つの日本語教室を続け、参加者が自国と日本の相互理解ができるよう努めてください。	健康増進課	64	13	
		②窓口におけるコミュニケーション支援の充実	在住外国人のさまざまな相談に適切に対応できるように、外国語ボランティアとの連携を強化し、職員との相談対応力の向上に努めます。	事業廃止	-	-	-		-	67	
		放課後児童クラブに関する文書を翻訳することで、引き続き在住外国人が安心して放課後児童クラブを利用できる環境整備を推進する。	①昨年に引き続き、放課後児童クラブ入会案内・入会のしおり・入会申請書の記載例・入会申込の手引等を翻訳し、在住外国人の多い校区の放課後児童クラブに配付することで、情報の提供に努めた。 ②入会申込の手引や入会申請書の記載例等についても翻訳することで、在住外国人が安心して放課後児童クラブに入会できる環境を整備することができた。 ③文書の翻訳を継続することで、在住外国人に対して放課後児童クラブに関する適切な情報提供を実施していく必要がある。	放課後児童クラブに関する文書を翻訳することで、引き続き在住外国人が安心して放課後児童クラブを利用できる環境整備を推進する。		子育て支援課	65				
各園の状況により、必要に応じて通訳を実施し、在住外国人のコミュニケーションの充実を図る。	①各公立幼稚園・保育所・こども園からの依頼に基づき、保育幼稚園課に登録している通訳者に説明会や懇談会等における通訳業務を依頼した。派遣回数は6回。 ②適切な通訳の対応を行い、在住外国人にサービスの提供ができた。 ③在住外国人が安心して生活を送れるよう、今後も継続して対応を図る。	各園の状況により、必要に応じて通訳を実施し、在住外国人のコミュニケーションの充実を図る。		保育幼稚園課	66						

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標②：男女があらゆる分野に参画し、ともに豊かな地域社会をつくりましょう

方針	施策	施策の内容 (項目)	市の取り組み	令和2年度の 事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点		令和3年度の 事業目標	審議会の意見	担当課	事業 番号	施策 番号
		③在住外国人の地域活動への参加促進	在住外国人が地域の一員として、防犯・防災や福祉活動、まちづくりなどの活動に積極的に参加できるように、環境整備に努めます。	現在実施している3つの教室を引き続き実施する。「多文化共生教室—こんにちは！にほんご—」については、回数を増やし年間23回の開催を予定している。また、学習者同士のコミュニケーションを強化し、日本語教室が「日本語を勉強できる場所であり、コミュニケーションも楽しめる場所」になるよう努めていきたい。	①新型コロナ対策による臨時休館（4・5月）と調整のため、年度の前半においてはほぼ半分が中止となったが、7月から再開した。後半については通常どおり実施した。 ②コロナ禍という非常時にも関わらず、講師のご理解のもと、早期に開催までの準備等を素早く行い、態勢を立て直すことができた。 ③新型コロナ対策も含めて、イベント内容・実施方法について検討していく必要がある。		より多くの在住外国人に講座に参加してもらえるよう、指定管理者と協議し、講座時間や頻度など改善・充実を図っていく。	生涯学習課	68		
施策2 多様な文化への理解と交流を進める	①国際理解教育の推進	多文化共生の観点から、門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、幼稚園や学校などにおいて、在日外国人教育、国際理解教育を進めます。	各学校及び中学校区における多文化共生教育の取り組みをより一層充実させるため、門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校における取り組みの実践交流の場を広げる。	①門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校での在日外国人教育や国際理解教育についての取り組みの実践発表と交流の場を設けた。新型コロナの影響で、集合開催は中止となったが、ルーツや言語、学校ごとに分かれたグループで様々な文化に関する発表を行う様子を撮影し、学校ごとに動画を視聴した上でお互いの感想を伝えて交流した。 ②新型コロナの影響で様々な制約はあったが、児童・生徒が様々な国の文化について理解を深め、お互いを尊重する実践交流の場を保障することが出来た。 ③各学校や小中連携での取り組みを今後も継続的に行うとともに、ICT機器を活用し、教職員、児童・生徒、保護者の交流がさらに広がるような取り組みを行う。	①門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園での在日外国人教育や国際理解教育についての取り組みの実践発表と交流の場を設けた。 ②通称名ではなく、本名に変更して小学校へつなげた子どももいた。 ③各園での取り組みを継続的にを行い、教職員、幼児、保護者の交流がさらに広がるよう取り組んでいく。	門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	①門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	①門真市在日外国人教育推進協議会と連携して在日外国人教育・国際理解教育を進めて行くことは、多様な文化への理解をすすめるためにはとても重要で意義のあることなので、今後も積極的に進めていただきたい。 ②コロナ禍の中であってもお互いを尊重する実践交流が持てたことは大切なことであり、評価できる。 ③ICT機器の活用は、今後当たり前になってくることと考えられるので、そのメリットを十分発揮できるようにインフラを整備し、更なる交流の窓口を広げてほしい。	学校教育課	69	14
			門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	①門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園での在日外国人教育、国際理解教育についての取り組みの実践発表と交流の場を設けた。 ②通称名ではなく、本名に変更して小学校へつなげた子どももいた。 ③各園での取り組みを継続的にを行い、教職員、幼児、保護者の交流がさらに広がるよう取り組んでいく。	門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各園における取り組みの実践交流の場を更に広げることで、多文化共生教育の取り組みを充実させていく。	保育幼稚園課	70		
		②異文化に対する理解を促進する教育の充実	自国の文化や異文化に対する理解を深めるため、市内在住の中学生に対し、国際交流などの機会を提供します。	門真市と世界を舞台に活躍する人材を育成するため、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、中学生海外派遣研修を実施する。	①プレゼンテーションコンテストについて、一次審査、二次審査を通過した17名の中学1・2年生によるプレゼンテーションの結果、最優秀賞1名、優秀賞8名、奨励賞8名を選出した。令和3年度（2021年度）に、令和元・2年度の最優秀賞及び優秀賞受賞者合同で、海外派遣研修代替研修を日本国内で実施する予定。 ②プレゼンテーションコンテストについて、公立中学校1・2年生の応募者は306名、応募率は17.7%となった。 ③引き続き、プレゼンテーションコンテストの応募者が増加するよう努めたい。	門真市と世界を舞台に活躍する人材を育成するため、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、中学生海外派遣研修代替研修を実施する。	①プレゼンテーションコンテスト等を用いることは学生の語学力向上・やりがいに繋がり、海外研修等はやりがい向上に貢献していると思うので、継続的に実施してほしい。 ②参加者数がかつ数年、減少傾向にあるように見える。減少原因を検証するとともに、プレゼンテーションの向上員合を継続的に検証出来るように何かもう工夫することも学生のやりがいを上げる要素になると思う。 ③応募者数の増加につながるような様々な工夫をお願いし、多くの学生が自国の文化や異文化に対する理解を深める機会を作っていただきたい。	門真市と世界を舞台に活躍する人材を育成するため、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、中学生海外派遣研修代替研修を実施する。	門真市と世界を舞台に活躍する人材を育成するため、英語プレゼンテーションコンテストを開催するとともに、中学生海外派遣研修代替研修を実施する。	学校教育課	
③国際交流活動の促進	多様な文化を持つ市民が参画できる、国際交流活動のための取り組みを促進します。	大阪府等が開催する会議等に引き続き参加し、（公財）大阪府国際交流財団や他市の取り組みについて情報収集を行うとともに、時代の潮流に合った交流事業の検討に努める。	①新型コロナの影響を考慮し、大阪府等が開催する会議には不参加。インターネットを通じて、外国人材の受入れ・環境整備等について情報収集を行った。また、市内で国際交流事業を開催する実行員会に対し、要綱に基づき補助金を交付した。本事業では例年、児童、教職員、地域住民等、約350人が集まり、様々な国や地域の文化、民俗芸能の発表が行われるが、新型コロナのため、今年度は規模を縮小し開催された。 ②国際交流事業が実施されたことにより、多文化を受容し、共生しようとする心が多くの児童で育まれたとともに、地域の国際化が継続的に進められた。 ③国際交流事業実行委員会への補助金交付のほか、市による具体的な交流事業が特にならない。	新型コロナの状況をみながら、引き続き（公財）大阪府国際交流財団や他市の取り組みについて情報収集を行うとともに、時代の潮流に合った交流事業の検討に努める。	①コロナ禍の影響があった中で、規模を縮小してでも開催されたことはよかったと思う。 ②地域の国際化は、多文化を受容するためにも長い年月が必要であるだけに、絶やさずに実施されたことは評価できる。 ③国際交流は、地域にとって必要な取り組みだけに、具体的な交流事業を始めていただきたい。	①コロナ禍の影響があった中で、規模を縮小してでも開催されたことはよかったと思う。 ②地域の国際化は、多文化を受容するためにも長い年月が必要であるだけに、絶やさずに実施されたことは評価できる。 ③国際交流は、地域にとって必要な取り組みだけに、具体的な交流事業を始めていただきたい。	魅力発信課	72			

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標③：男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針1 雇用などの分野における男女共同参画の推進	施策1 就労の場での男女の理解と認識を深める	①市民に対する労働関係法令や制度に関する啓発	大阪府等関係機関と連携し、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」の周知啓発を深める。	「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」を周知啓発するため、HPに特集記事を掲載するほか、セミナーを開催するなど情報提供に努める。	①大阪労働局が発行する「公正な採用選考のために」のリーフレットを人権市民相談課に、「男女いきいき」のリーフレットをWESSに設置し情報提供を行ったほか、女性活躍推進法に関連する記事をHPに掲載している。 ②女性が安定・安心して就労できるよう、リーフレットやHPにより「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」の啓発を行うことができた。「かどま女性活躍の職場づくり」～市内5社の取組事例集～を配架して女性活躍の参考にしている。 ③セミナーの開催や、HPに分かりやすい記事を掲載するなど、効果的な啓発方法について検討する。	「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」を周知啓発するため、HPに特集記事を掲載するほか、セミナーを開催するなど、情報提供に努める。	男女共同参画の推進に向けた就労の場での男女の理解と認識を深めるために、WESSの様々な情報提供や市HPでのセミナー等の開催情報を提供し続けること、労働関係法令や制度に関する啓発を行うこと、出産や育児等で離職し再就職を希望する方の心理的ハードルを下げるような男女共同参画の実践例の継続発信等を行うことは、必要でありこれからも大切なことと考える。 今後について、コロナ禍による外出・イベントの制限が予想される中で情報提供や啓発の方法として、HPの更なる充実や研修・セミナーの動画配信・オンライン開催も一案だと思う。	人権市民相談課	73	15
			市民に対し、男女雇用機会均等法や職場における待遇など、男女共同参画を推進するための労働関係法令の趣旨や内容について、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。	①関係機関からの法令関係チラシ・パンフを配架し周知に努めた。また、広報紙やHPにて、弁護士や社会保険労務士への相談が可能な大阪府の労働相談窓口や働き方改革関連法等の周知を行った。 ②チラシ・パンフを配架し、また、広報紙やHPの活用により、労働関係法令や制度の周知ができた。 ③関係機関と連携を強化し労働関係法令等の啓発に努める。	関係法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフを市施設等に配架し、また、広報紙やHP等を活用し、制度の概要や関係機関が実施する各講演・セミナーを紹介し、周知を図る。	関係法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフを市施設等に配架し、また、広報紙やHP等を活用し、制度の概要や関係機関が実施する各講演・セミナーを紹介し、周知を図る。	人権市民相談課	74		
			②事業者に対する労働関係法令や制度に関する啓発	事業者に対し、男女格差を解消するための雇用管理上の義務や職場慣行の見直しなどについて、国や大阪府等関係機関との連携により啓発を進めます。	ハローワークと連携し、研修を行うとともに、企業に的確な情報提供が行えるよう努める。 ①例年ハローワークと連携し、5月の新卒者説明会における人権啓発研修や、1月の企業トップを対象にした人権問題研修会を行っているが、新型コロナウイルスの影響により前期は中止、後期は動画配信となった。 ②コロナ禍により連携した取り組みが困難であった。 ③企業に対し、公正採用等の継続的またタイムリーな情報提供が行えるよう様々な機会をとらえ、情報発信していく。	ハローワークと連携し、研修を行うとともに、企業に的確な情報提供が行えるよう努める。	人権市民相談課	75		
		③男女共同参画を実践する企業の実践例などの情報の提供	男女共同参画を進める大阪府内や市内の企業の実践例などについて、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。	令和2年度も、WESSにおいて出産や育児等で離職し再就職を希望する方を対象とした「かどママ就活サポート」を実施し、男女共同参画を進める市内企業の職場体験を行う。また、職場体験に協力いただいた企業の実践例などを広報紙やHPで情報提供していく。	①女性雇用環境整備事業により、中小企業の経営者等を対象とした「女性活躍推進セミナー」(参加者数7名)を開催し、職場における女性活躍推進のための制度改革や労務管理に係る費用に対し、一部補助を行う補助金メニューを設置し、事業者の活用を促し、同事業を活用した事例集を作成し、公開した。 ②中小企業の経営者等を対象とした「女性活躍推進セミナー」を開催し、女性雇用における法令・制度に関する周知・啓発を行った。商工会議所等と連携した事業者への周知及び啓発については十分でなかった。 ③商工会議所(経営者団体)と連携しつつ、制度の周知・啓発に努める。	中小企業の経営者等を対象とした「女性活躍推進セミナー」を開催し、職場における女性活躍推進について啓発に努める。また、同事業において女性活躍推進のための制度改革や労務管理に係る費用を一部補助することで、職場慣行の見直し等を促す。さらに、商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。	中小企業の経営者等を対象とした「女性活躍推進セミナー」を開催し、職場における女性活躍推進について啓発に努める。また、同事業において女性活躍推進のための制度改革や労務管理に係る費用を一部補助することで、職場慣行の見直し等を促す。更に、商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。	人権市民相談課	76	
				④企業におけるポジティブ・アクションの促進	企業に対し、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの実施について、国や大阪府等関係機関との連携により働きかけます。	男女間の格差の解消を進めるため、ポジティブ・アクションの実施や女性活躍推進についての啓発資料等の情報提供に努める。 ①市HPで女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を紹介し、市内企業の行動計画やポジティブ・アクションなどの取組を見ることが出来るほか、内閣府男女共同参画局発行の「共同参画」を女性サポートステーションに配架することにより、ポジティブ・アクション実施についての啓発活動を行った。 ②HPにサイトを紹介していることでより多くの人に情報提供できた。 ③更に広く情報提供ができるよう、工夫する。企業が関心示すような研修を行う。	引き続き、出産や育児等で離職し再就職を希望する方を対象とした「かどママ就活サポート」をWESSで実施し、男女共同参画を進める市内企業の職場体験を行う。また、職場体験協力企業の実践例等を広報紙やHPで情報提供していく。	人権市民相談課	77	
				女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を実施することで、企業のポジティブアクション促進に努める。また、商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。	①女性雇用環境整備事業により、中小企業の経営者等を対象とした「女性活躍推進セミナー」(参加者数7名)を開催し、女性雇用における法令・制度に関する周知・啓発を行い、男女格差の解消を働きかけた。また、同事業において女性活躍推進のための制度改革や労務管理に係る費用に対し、一部補助を行う補助金メニューを設置し、企業のポジティブアクションの促進に努めた。また、関係機関からのチラシ・パンフを配架し、周知に努めた。 ②女性雇用環境整備事業の実施により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を行うことで、企業のポジティブアクション促進に寄与できた。 ③商工会議所(経営者団体)と連携しつつ、制度の周知・啓発に努める。	女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を実施することで、企業のポジティブアクション促進に努める。また、商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。	女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を実施することで、企業のポジティブアクション促進に努める。また、商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。	産業振興課	78	
		④企業におけるポジティブ・アクションの促進	企業に対し、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの実施について、国や大阪府等関係機関との連携により働きかけます。	男女間の格差の解消を進めるため、ポジティブ・アクションの実施や女性活躍推進についての啓発資料等の情報提供に努める。 ①市HPで女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を紹介し、市内企業の行動計画やポジティブ・アクションなどの取組を見ることが出来るほか、内閣府男女共同参画局発行の「共同参画」を女性サポートステーションに配架することにより、ポジティブ・アクション実施についての啓発活動を行った。 ②HPにサイトを紹介していることでより多くの人に情報提供できた。 ③更に広く情報提供ができるよう、工夫する。企業が関心示すような研修を行う。	男女間の格差の解消を進めるため、ポジティブ・アクションの実施や女性活躍推進についての啓発資料等の情報提供に努める。	人権市民相談課	79			

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標③：男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう

方針	施策	施策の内容 (項目)	市の取り組み	令和2年度の 事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の 事業目標	審議会の意見	担当課	事業 番号	施策 番号
		⑤女性の商工業や農業などにおける技術・経営管理能力の向上	商工業や農業などに従事する女性の技術や経営能力向上のため、大阪府等関係機関との連携により情報提供を進めます。	女性従事者のニーズにあった、効果的な講座等の情報提供に努める。	①国や大阪府等からの技術向上・資格取得のためのチラシ・パンフの市施設への配架、講座等の情報について、対象者に情報提供する等の周知に努めた。 ②チラシ・パンフを配架し、講座等の情報を対象者に情報提供する等により、女性従業者への周知ができた。 ③大阪府等の関係機関と連携し、情報提供に努める。	女性従事者のニーズに合った、効果的な講座等の情報提供に努める。		産業振興課	80	
	施策2 多様な働き方への支援を進める	①女性の再雇用の支援	就労相談の実施や再就職セミナーなどの情報提供について、大阪府やハローワーク等関係機関との連携により、女性の再雇用の支援に努めます。	相談体制の充実を図るとともに、就労や起業に関する情報提供を行う。引き続き、女性サポートステーションにおいて出産や育児等で離職し再就職を希望する方を対象とした「かどママ就活サポート」を実施する等、女性の再雇用支援を行う。	①WESSにおいて就労相談を週3回実施した。コロナ禍で実施できなかった講座もあるが、就職に役立つWESSセミナー「イメージアップ! パーソナルカラー入門」(参加者:女性20人)「WESS出前講座 話し方講座」(参加者:女性18人・子供の子5人)を開催できた。また、「かどママ就活サポート」をステップ1「両立基礎講座」2回、ステップ2「実践ワークショップ」1回と職業相談、ステップ3「職場見学」2回で開催。広報紙とHPで周知した。 ②時短メイク8人、時短クッキング8人、パーソナルカラー診断10人、パーソニックミュージアム見学7人、イオン古川橋職場体験5人の計38人の参加があった。参加者からは「職業が違っても働く姿勢は同じなのですごく勉強になりました」と声が寄せられ、反応は良かった。 ③来年度は小さな事から始められる起業セミナーを開催したい。	相談体制の充実を図るとともに、就労や起業に関する情報提供を行う。引き続き、出産や育児等で離職し再就職を希望する人を対象とした「かどママ就活サポート」をWESSで実施する等、女性の再雇用支援を行う。	新型コロナ拡大状況の中においても、セミナーや説明会を実施するには、感染予防対策等、日ごろの実施とは違い、かなりの配慮が必要であったと思うが、参加者にはこの時期だからこそ有意義であったと思う。 新型コロナの影響で、女性を含め立場の弱い人にその影響はかき出ていると推測できるので、コロナ禍でできる支援、アフターコロナの支援を関係する方々が一緒になって進めていくことを一度検討していただきたい。	人権市民相談課	81	16
				女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を行うことで環境整備を促進し、女性の就業に繋げる。また、就労相談や女性の雇用を対象としたチラシ・パンフを市内公共施設等に配置し、就労相談・セミナー等の周知に努める。	①女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境のハード面・ソフト面を整備する企業に補助を行い、女性が働きやすい環境整備の促進に努めた。また、就職セミナー等のチラシ・パンフを配架し、周知に努めた。更に、門真市・守口市・守口門真商工会議所・ハローワーク門真と合同で合同企業説明会・面接会を実施した。 ②女性雇用環境整備事業により、女性専用トイレの設置や企業内での研修費用に対し補助を行うことで、女性が働きやすい環境整備が促進された。 ③大阪府やハローワーク等関係機関と一層の連携を図り、再雇用の支援に努める。	女性雇用環境整備事業により、女性が働きやすい環境を整備する企業に補助を行うことで環境整備を促進し、女性の就業に繋げる。また、就労相談や女性の雇用を対象としたチラシ・パンフを市内公共施設等に配置し、就労相談・セミナー等の周知に努める。	また、新型コロナの影響で外に出る機会が少なくなったことあるので、SNS等のツールを使った周知方法も検討されたらどうか。	産業振興課	82	
		②育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発	事業者に対し、「育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度」の利用について周知し、労働者の就労支援の促進を働きかけます。	育児休業制度の概要啓発を行うほか、育休後セミナーを開催する等、育児休業取得者や育休取得希望者の支援に努める。	①大阪府が発行する「ワーク・ライフ・バランス」のリーフレット等で情報提供したほか、HPで女性の活躍・両立支援サイト・仕事と育児カムバック支援サイト(厚労省委託事業)を紹介した。育休後セミナーは新型コロナのため開催出来なかった。 ②リーフレット等は労働者のための指針や制度について解説されており利用しやすいが、事業者の実践状況把握は出来ていない。 ③大阪府や労働局が発行する資料配布やセミナー開催等により、市民の皆さんに対して育休制度の啓発を進めるとともに、関係課と協力し市内事業者に対しても育休制度の啓発や助成金制度の周知に努める。	育児休業制度の概要啓発を行うほか、育休後セミナーを開催する等、育児休業取得者や育休取得希望者の支援に努める。		人権市民相談課	83	
				商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が育児休業制度や関係法令について、周知及び啓発を図る。	①関係機関からのチラシ・パンフを配架し、周知に努めた。 ②商工会議所等と連携した事業者への周知及び啓発が十分にできなかった。 ③商工会議所(経営者団体)と連携しつつ、制度の周知・啓発に努める。	商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者が育児休業制度や関係法令について、周知及び啓発を図る。		産業振興課	84	
方針2 仕事と家庭生活 地域活動の両立支援	施策1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についての考え方を広く普及する	①ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和の実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なため、市民が理解を深められるように、啓発を進めます。	ワーク・ライフ・バランス啓発講座を開催するほか、リーフレットや書籍の貸し出しによる情報提供を行うことにより啓発を進める。ワーク・ライフ・バランス講座に管理職の参加も促す。	①11月25日にワーク・ライフ・バランス啓発講座「ハラスメント対策の基礎知識～みんなが働きやすい職場に～」を開催し、新型コロナ対策のため参加人数を減らし、市民・市職員37人(男26人・女11人)の参加があった。また、WESSでワーク・ライフ・バランスに関する図書や視覚教材の貸し出しを行っている。 ②講座を通じて働き方を振り返る機会を提供し、一層の意識の醸成が図れた。 ③ワーク・ライフ・バランスの理解が深められるように啓発講座や図書の貸し出しを継続するほか、リーフレット等を利用し、さまざまな世代に考え方を普及させるための取り組みを進める。	ワーク・ライフ・バランス啓発講座を開催するほか、リーフレットや書籍の貸し出しによる情報提供を行うことにより啓発を進める。ワーク・ライフ・バランス啓発講座への管理職の参加も促す。	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や状況提供は引き続き実施されるとともに、市所有のDVDの活用で、見る人にとって、もっとわかりやすくする必要がある。 長時間労働に関する職場改善や働き方の見直しについては、現場の人の意見を聞いて、社労士や支援アドバイザーによる啓発も必要である。	人権市民相談課	85	17
		②労働時間短縮に向けた啓発	事業者に対し、長時間労働などの働き方の見直しをはじめ、仕事も家庭も充実できる職場環境づくりについて、関係機関などと連携し、啓発を進めます。	長時間労働等の職場環境と働き方の見直し等、労働時間に関する基本的な考え方のリーフレットや厚生労働省のHP記事を活用し、事業者が働きかけるとともに、実施状況の把握に努める。	①11月25日に実施したワークライフバランス啓発講座の案内を門真市企業人権推進連絡会にも送付して受講を促したほか、HPで女性の活躍・両立支援サイト(厚労省委託事業)を紹介し、全国の企業が実施している取り組みについても同サイトから情報提供した。 ②ワークライフバランス啓発講座の案内等を門真市企業人権推進連絡会へ送付し、事業者が働きかけを行ったが、実施状況の把握には至らなかった。 ③事業者へ啓発を働きかける機会や実施状況の把握について、引き続き検討する。	長時間労働等の職場環境と働き方の見直し等、労働時間に関する基本的な考え方のリーフレットや厚生労働省のHP記事を活用し、事業者が働きかけるとともに、実施状況の把握に努める。		人権市民相談課	86	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標③：男女がともに多様な働き方を選択でき、仕事と生活の調和を推進しましょう

方針	施策	施策の内容 (項目)	市の取り組み	令和2年度の 事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の 事業目標	審議会の意見	担当課	事業 番号	施策 番号
				商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者ワーク・ライフ・バランス等について啓発を図る。	①市施設内に働き方改革関連法への対応やワーク・ライフ・バランスや時間単位の年次有給休暇制度導入を促進するチラシ・パンフを配架し、周知に努めた。また、働き方改革対応相談窓口である「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」について、市施設へのチラシ配架により、周知を図った。更に大阪府労働環境課主催の「働き方改革推進オンラインセミナー」について広報紙により周知を行った。 ②広報紙、HP、セミナー開催、チラシの配架等により周知ができた。 ③商工会議所（経営者団体）と連携し、啓発に努める。	商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者ワーク・ライフ・バランス等について啓発を図る。		産業振興課	87	
施策2	仕事と子育て・介護との両立ができるよう、環境整備を進める	①育児・介護休業制度の普及啓発	労働者が育児休業や介護休業などの理解や協力を得るため、子育て期間中の短時間勤務や子どもの看護休暇、父母ともに育児休業制度を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育児プラス）などの制度について、関係機関との連携により啓発を進めます。	労働局、大阪府、財団法人の作成する啓発パンフレットやHPの情報を利用し、労働者に対して最新情報を積極的に提供していく。また、啓発方法の充実に努める。	①かどママ就活サポート事業で、育児後の仕事と子育ての両立支援として、10月14日に「時短メイク」、11月6日に「時短クッキング」を実施した。 ②「時短メイク」「時短クッキング」それぞれ女性8人の参加があり、仕事と育児の両立支援の手助けが出来た。必要とする人的確な情報を伝えることができた。 ③リーフレットの配架により啓発を進めるとともに、セミナー開始等啓発方法を検討し、より多くの人に情報が提供できるよう努める。	労働局、大阪府、財団法人の作成する啓発パンフレットやHPの情報を利用し、労働者に対して最新情報を積極的に提供していく。また、啓発方法の充実に努める。	育児・介護休業制度の普及に向けては、労働者、事業者側それぞれにまだまだ「取得しにくい」「働きかけにくい」課題があると思う。それを解消していくために市側が根気強く、取得すること、働きかけることのメリットを提示して啓発を進めていく必要があると思う。 また、改善点「連携し」と書かれている部分が多いが具体的な取り組みを示していただき、目標としてほしい。その中で、目標が大きく負荷にならないためにも今行っている他の仕事内容・取り組みの中に「育児休業、介護休業制度の啓発」を盛り込むなどの工夫をしてはどうかと思う。 特記できる事項としては、待機児童を解消したことは素晴らしい成果といえる。是非今後もこの状態を維持しながら、新たな市民ニーズに対応できるよう市全体で取り組んでほしい。	人権市民相談課	88	18
				育児・介護に関する両立支援制度について市民・庁内関係課へチラシ等を配布し情報提供に努める。	①市施設内にチラシ・パンフを配架し、周知に努めた。 ②チラシ・パンフを配架した事により来庁者等への周知及び啓発はできたものの、それ以外の効果的な活動の検討はできなかった。 ③関係機関と連携し、制度の普及啓発に努める。	育児・介護に関する両立支援制度について市民・庁内関係課へチラシ等を配布し情報提供に努める。		産業振興課	89	
		②事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけ	事業者に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任について認識を浸透させるとともに、育児休業や介護休業制度などの男性の利用促進を働きかけます。	育児や介護のための両立支援制度概要等の推進に関する情報提供を進めるとともに、事業者の実践状況の把握に努める。	①大阪府が発行する「ワーク・ライフ・バランス」のリーフレット等で育児・介護の両立支援制度や労働条件等を情報提供したほか、HPで女性の活躍・両立支援サイト（厚労省委託事業）を紹介し、全国の企業が実施している取り組みについて周知した。また、11月25日にワーク・ライフ・バランス啓発講座「ハラスメント対策の基礎知識～みんなが働きやすい職場に～」を開催し、市民・市職員31人（男26人・女11人）の参加があった。 ②育児や介護のための両立支援制度についてリーフレットやHP、講座等で広く啓発を行うことができた。 ③関係課と協力し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を事業者・労働者双方に対し効果的に啓発する方法を検討するほか、男性の育児や介護休業取得状況等、事業者の実践状況について把握に努める。	育児や介護のための両立支援制度概要等の推進に関する情報提供を進めるとともに、事業者の実践状況の把握に努める。		人権市民相談課	90	
				商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者育児休業・介護休業等の制度について、周知・啓発を図る。	①関係機関からのチラシ・パンフを配架し、労働時間等の基本的な考え方の情報提供を行った。 ②チラシ・パンフを配架した事により来庁者等への周知及び啓発はできたものの、それ以外の効果的な活動の検討はできなかった。 ③労働者への配慮等、事業主の取り組みが進むよう、実施状況を把握し、引き続き啓発活動に取り組む必要がある。	商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者育児休業・介護休業等の制度について、周知・啓発を図る。		産業振興課	91	
		③保育サービスなどの充実	共働き世帯などの働く親の仕事と子育てとの両立を支援し、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所における延長保育や一時預かりなどのサービス、病児保育、放課後児童クラブの充実に努めます。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市民ニーズに即した子育て支援施策の供給体制の構築を図る。	①子ども・子育て支援事業計画の目標に基づき、事業の拡充に努めた。 ②これまでの供給体制の構築により、令和2年度（2020年度）においては年間を通じて待機児童の解消が実現した。 ③現在の供給体制を維持するとともに、多様な子育てサービスの拡充に向け、市全体で取り組みを進めていく必要がある。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市民ニーズに即した子育て支援施策の供給体制の構築を図る。		保育幼稚園課	92	
		④介護サービスなどの充実	介護を必要とする高齢者を抱え、仕事との両立を図ろうとする家庭に対し、介護保険制度に関する情報提供の充実を図り、介護サービスの効果的な提供支援を通じて、介護が個人・家族の責任から社会の責任として定着するように努めます。	今後も高齢者数及び高齢化率の上昇が見込まれるため、適切な要介護認定及び保険給付のみならず、家族介護者の支援や介護の予防についても重点的に進める。	①地域包括支援センター等と連携し、介護保険制度の周知や家族介護者の相談支援に取り組んだ。 ②相談機関の周知とともに、地域包括支援センター等と連携し、個別のニーズに応じた相談体制の充実に努めた。 ③地域包括支援センター・ケアマネジャー・介護者家族の会等に協力を依頼し、より一層の周知が必要である。	今後も高齢者数及び高齢化率の上昇が見込まれるため、適切な要介護認定及び保険給付のみならず、家族介護者の支援や介護の予防についても重点的に進める。		高齢福祉課	93	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標④：男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針1 生涯を通じた男女の健康支援	施策1 生涯を通じた男女が健康を保持・増進できるような、心身の健康に関する啓発・教育を進める	①性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発	女性の人権として、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の正しい概念を周知します。	広報紙やHPを利用するほか、効果的な周知方法を検討・研究し啓発に努める。	①「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する記事を3月1日～8日の「女性の健康週間」や3月8日の「国際女性デー」の周知とともにHPに新着情報で掲載している。また、WESSではヘルスケア等の書籍や関連DVDを揃え、希望者に貸し出せるようにしている。 ②HPで広く周知を図り、より詳しく知りたい人には書籍、DVDを貸し出す体制は整えている。ただしセミナーは実施することができなかった。 ③身近な問題であるということに気づいてもらえるよう、関係課と協力し効果的な周知方法について検討する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは何かを知ってもらうため、広報紙やHPを利用した啓発を行うとともに、関係部署と協議を行い、関係する身の回りの問題と絡めながら、効果的な周知方法を検討・研究し啓発に努める。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は、人間が尊厳をもって生きるために不可欠なテーマである。関係部署との協力を高く評価する。 分りやすく効果的な周知方法等、概念的でなく具体的な取り組みを期待する。 各相談室の利用者の関心を引くパンフレットの作製と設置等、活用を促進できる、親しみやすい取り組みも期待する。	人権市民相談課	94	19
		②性の尊重に関する教育の推進	性と生殖に関して健康であることの重要性や性感染症、HIV/エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	引き続きチラシやポスター等を通して啓発に努めるとともに、依頼があれば学校等においても健康教育を行う。	①新型コロナの状況もあり、中学校からは性教育の依頼はなかった。保健福祉センター内において、チラシの設置やポスターの掲示を行った。 ②正しい知識の普及啓発に努めた。 ③コロナ禍で中学校へ出向いて性教育を行うのが難しい場合の普及啓発について検討する必要がある。	引き続きチラシやポスター等を通して啓発に努めるとともに、依頼があれば学校等においても健康教育を行う。	コロナ禍での目標の設定と、正確な知識の普及への取り組みを評価する。 学校教育課とは異なる、健康増進課ならではの視点と企画があると思われるので、更なる創造的で積極的な取り組みを期待する。	健康増進課	95	
		③男女の健康に関する啓発	男女の健康に関する啓発について、生活習慣病予防教室や骨粗しょう症予防教室などを開催し、広報紙などを活用し、市民が受講しやすい内容に努めます。	食育ボランティアの活躍の場を増やし、市民と一緒に健康づくりに取り組む。	①性感染症予防、HIV等に関しては、20校中10校において取り組んだ。また、性の多様性については、11校において児童・生徒に対する取り組みを実施した。新型コロナの影響で、外部講師を招聘しての講演が中止になった学校もあったが、性感染症予防、HIV等に関しては中学校1校で助産師を、性の多様性については小学校1校・中学校1校でLGBTQ当事者による講演を実施した。 ②コロナ禍において、各校で可能な範囲ではあるが、児童・生徒の発達段階に応じた性の尊重に関する教育を推進できた。 ③性に関する意識や価値観が多様化する中、また、大阪府の「性の多様性に関する理解増進条例」が施行後1年を経過していることも踏まえ、児童・生徒が性の多様性を尊重する意識や態度を育む取り組みを、引き続き行う必要がある。	大阪府の「性の多様性に関する理解増進条例」等に基づき、性に関する価値観のちがいを認め合う意識を児童・生徒に育むために、外部講師を招聘する等工夫をし、継続的に取り組みを進めていく。	工夫しながら困難なテーマに積極的に取り組む姿勢を高く評価する。 性の多様性は、様々な切り口からの理解が大切となる。多様な外部講師により、性の多様性が具体的に見える化できることは、大変重要だと思われる。 多くの人たちの意識が覚醒され、多様性への気づきと理解が深まることを期待する。	学校教育課	96	
	施策2 生涯各期に応じた健康対策を進める	①妊娠や出産などに関する健康支援	④飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策などの推進	医師会や保健所などの関係機関、学校、家庭、地域などとの連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策に努めます。	保健所や医師会等の関係機関との連携を図りながら、健康の保持等の周知啓発に努める。	①前年度に引き続き、妊娠届出時の助産師等による面接において、喫煙している妊婦とそのパートナーに向けて、禁煙指導を行った。また、妊娠中期・後期に妊娠届出にて妊婦が喫煙している方を対象に、電話にて喫煙状況を確認し、喫煙されている妊婦に対して禁煙指導を実施。出産後は、健診時のすこやかアンケートを活用し、喫煙している養育者に向けて、禁煙指導や禁煙外来の情報提供を行った。 ②喫煙者だけでなく、受動喫煙を避けるような指導や情報提供を心掛け、たばこの害についての周知を実施した。 ③コロナ禍で、健康展等の場での健康保持・増進に関する情報提供を実施できなかったため、対策を講じる必要がある。	保健所や医師会等の関係機関との連携を図りながら、健康の保持等の周知啓発に努める。	飲酒や喫煙等々は、生活全般や人間関係に大きく影響する問題であり、きめ細やかな取り組みの継続を期待する。 女性の嗜癮問題の背景には、様々な虐待やDV問題が潜んでいる場合がある。啓発への取り組みと同時に、その発見と援助を期待する。	健康増進課	98
			②乳幼児期からの食育の推進	健康づくりの基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築、家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性について、総合的な食育の推進を図ります。	門真市健康増進計画・食育推進計画の推進体制を充実させ、計画の進捗管理に取り組む。食育ボランティアの活躍の場を持ち、食育を推進していく。	①新型コロナ感染拡大防止の観点から、食育啓発の場を直接持つことができなかったが、健診等でのチラシ配布等の啓発を行った。 ②コロナ禍の中、健診や個別相談での対応で、食育啓発を行った。 ③「門真市健康増進計画・食育推進計画」の推進体制を充実させ、計画の進捗管理に取り組む。	「門真市健康増進計画・食育推進計画」の推進体制を充実させ、計画の進捗管理に取り組む。また、コロナ禍でもできる相談等を充実させる。	健康増進課	100	
			①妊娠や出産などに関する健康支援	飛び込み出産の防止や妊娠高血圧症候群、貧血の早期発見など、妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査の周知と受診の促進を図ります。また、相談や乳幼児健診、訪問活動など、母子の健康の保持・増進を図ります。	母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による全数面接を行い、妊婦健診の受診勧奨及び妊婦の相談等にも対応する。また、「門真市子育て世代包括支援センターひよこテラス」を充実させ、妊娠前から子育て期まで切れ目なくサポートできる体制を整える。	①前年度に引き続き、母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施。「門真市子育て世代包括支援センターひよこテラス」の相談体制として、「地域子育て支援センター ひよこ〜む」と連携し、「赤ちゃんのつどい」を年間5回開催した。助産師が養育者の相談に応じるとともに、その内容を地区の担当保健師へ引き継ぎ、支援の継続に努めた。 ②コロナ禍で面接時間は短縮されたが、全数面接は前年度に引き続き実施できた。また、「赤ちゃんのつどい」は11人中6人が継続利用され、支援を必要とする母子への切れ目ないサポートのための相談支援体制が取れた。 ③引き続き、助産師等による全数面接から、支援が必要なケースには早期に地区担当保健師の介入に繋げる。また、より個別的な支援のため、面接時に母と共有する「ほほえみプラン」の改訂が必要である。	母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による全数面接を行い、妊婦健診の受診勧奨及び妊婦の相談等にも対応する。また、「門真市子育て世代包括支援センターひよこテラス」を充実させ、妊娠前から子育て期まで切れ目なくサポートできる体制を整える。	一昨年に「門真市子育て世代包括支援センター」の活動がスタートし、妊娠前から子育て期までの心配事や悩み事を相談できる体制が構築されたことは、喜ばしいことです。センターの更なる充実を期待します。	健康増進課	99

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標④：男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
		③成人・高齢期における健康づくりの推進	死因や要介護認定の原因疾患の男女の違いなどを踏まえ、がん検診の受診や疾病に関する正しい知識の啓発を進めます。また、心の健康相談の充実を進めます。	引き続き、がん検診やその他健診についての周知・受診勧奨に努める。また、心の問題等、適切な相談窓口を紹介し充実した相談支援を進める。がん検診において、引き続き、大阪府が設定する重点受診勧奨対象者に対する個別受診勧奨や保育付きのがん検診等の取り組みを行い、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療をめざす。	①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、6～8月の集団がん検診については中止した。個別については、4月よりがん検診・一般健診を中止することなく実施した。乳がん・子宮がん検診については対象となる市民に無料クーポン券を送付し、大阪府の重点受診勧奨対象者に個別通知(25～44歳女性：子宮がん、50～69歳女性：乳がん、60～69歳男女：胃・大腸がん)を実施し、受診を促した。受診率向上の取り組みとして、保育付きの子宮がん検診を実施した。 ②市民にとって身近な医療機関で健(検)診を受ける機会を設けることができた。また、受診率向上に向けた取り組みを行うことができた。 ③こころの相談については積極的な周知ができておらず、引き続き、保健所等の関係機関・関係各課との連携強化を図る必要がある。	引き続き、がん検診やその他健診についての周知・受診勧奨に努める。また、心の問題など、適切な相談窓口を紹介し充実した相談支援を進める。がん検診において、引き続き、大阪府が設定する重点受診勧奨対象者に対する個別受診勧奨や保育付きのがん検診等の取り組みを行い、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療をめざす。	今後は、心の健康相談についての相談支援を具体的に検討し、展開されることを期待します。	健康増進課	101	
		④健康づくりを意識した運動習慣の促進	生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣づけをめざし、啓発を行うとともに、年代や体力に応じたスポーツ活動を実施します。	市民の方々の期待も年々高くなっており、来年度以降においては、新たな種目を追加する等、これまでの取り組みより、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の充実を図っていききたい。	①門真市スポーツ少年団が主催する大会事業に対し補助金を交付した。また、門真市生涯スポーツ推進協議会においては、年間を通してスポーツ・レクリエーション活動ができるきっかけ作りとして、これから実施するものを含めて年2回、スポーツ教室を実施した。 ②今年度は、新型コロナ対策のため、多くの事業が中止になってしまったが、「門真市スポーツ・レクリエーション事業」のスポーツ教室に関しては、バスケット好き芸人田村裕氏のバスケット教室や、体育協会のスポーツ教室を開催し、気軽に様々な種目のスポーツに参加できるような事業を開催できた。 ③更なる参加者の増加をめざし、子どもから高齢者、障がい者等、誰もが気軽に参加できる運営方法を検討する。	市民の方々の期待も年々高くなっており、来年度以降においては、新たな種目を追加する等、これまでの取り組みより一層推進するとともに、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の充実を図っていききたい。	今後も一層多様な人の健康づくりを推進していただきたい。併せて、企画運営に、女性参画を意識して進めていただきたい。	生涯学習課	102	
			介護予防を目的とした通いの場(いきいき百歳体操等)の更なる立ち上げにつなげていく。高齢者の居場所(サロン)の立ち上げを支援し、閉じこもりがちな高齢者の参加を促していく。	①地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとともに、いきいき百歳体操等、介護予防を目的とした通いの場の普及啓発に努めた。現在35か所の通いの場が立ち上がっている。体操に興味がなく、自宅に閉じこもりがちな高齢者に向けて、高齢者の居場所(サロン)に参加できるように、サロンの立ち上げ支援を行っている。しかし、コロナ禍において通いの場やサロンの活動が休止している団体も多い状況にある。そのため、屋外の畑(れんかの畑)を利用して、参加費をお渡しするというラジオ体操企画を開催したが、参加費をお渡しした後も、自主的にラジオ体操を継続する方もみられ、通いの場の移行に繋がった。 ②通いの場の数や参加者数の増加により、高齢者の運動習慣が身につく、健康の推進に繋がることができたが、コロナ禍において自粛する高齢者も多く、フレイル状態に陥っている方への対応が必要である。 ③運動習慣をつけるため、引き続き通いの場の数と参加者数が増えるよう動機付けを行う必要がある。同時に、外出機会の創出という形でラジオ体操企画を市内で増やしていけるよう活動を続ける。	介護予防を目的とした通いの場(いきいき百歳体操等)や高齢者の居場所(サロン)の立ち上げを支援し、閉じこもりがちな高齢者の参加を促していく。コロナ禍において、屋外で活動できるラジオ体操の場を増やすよう支援を行う。	コロナ禍、「早朝ラジオ体操」や「いきいき百歳体操」が各地域で取り組まれています。しかし、この間、参加者が三々五々であったり、中止となったりしています。高齢者が屋内外で新型コロナウイルス感染防止対策を施したうえで活動できる方策を考えていただきたい。	高齢福祉課	103		
方針2	施策1 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援を強化する	①ひとり親家庭に対する支援	母子家庭等ひとり親家庭の自立支援を計画的に進めます。	「子ども・子育て支援計画」に基づき、ひとり親家庭を含めた総合的な子育て支援への取り組みを行う。生活の自立に向けた給付金制度や、福祉資金貸付制度についての周知を図り、また、他機関と連携しながら就労支援を行うことで、ひとり親家庭の自立促進を促す。	①自立支援員によるひとり親自立支援相談を227件(1月末時点)実施した。また、母子・父子自立支援員勉強会等に出席することで、自立支援員の知識向上にも繋がった。 ②自立支援教育訓練給付金が2件(1月末時点)(令和元年度(2019年度)は2件)、高等職業訓練促進給付金事業が10件(令和元年度は6件)の実績があった。給付金の対象者拡大により、申請数が増加している。また、プログラム策定事業を行うことで、個々のニーズに合わせた就労支援を行った。 ③引き続き、自立支援員による相談業務等を実施するとともに、関係機関等と連携することで、相談体制の充実にも努める。	「子ども・子育て支援計画」に基づき、ひとり親家庭を含めた総合的な子育て支援を中心に、来所者へ柔軟に対応できる相談体制の構築に努める。また、他機関と連携しながらひとり親家庭の自立に向けた支援を実施する。	自立支援相談件数が増加した点は評価できる。 コロナ禍にある現在、ひとり親家庭の生活状況は厳しさを増している。自立支援に向けた就労支援体制を更に充実させていただきたい。また、ひとり親家庭の子どもが不利益を被らないよう、子育て支援・親支援の充実にも努めていただきたい。	子育て支援課	104	21
		②高齢者に対する支援	介護保険サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。	地域包括支援センター・介護保険事業者・高齢者に関わる地域住民らと様々な会議を通して、連携の強化を行うと同時に、高齢者が自立した生活を送るために高齢者自身が意識づけできるような取り組みを行っている。	①地域包括支援センター及び介護保険サービス事業者・民生委員・校区福祉委員等を対象に、市域包括ケア会議を実施した(個別・圏域)。また、保護課職員を対象に介護保険の現状や自立支援を図る介護サービスの利用方法等の講座を開催した。自立支援型地域ケア会議を継続して開催することで、限られた介護の資源を有効に活用できるよう取り組みを行っている。第8期介護保険事業計画(令和3年度(2021年度)より5年度)では、総合事業の見直しを図り、日常生活・総合支援事業の建てつけを変更し、高齢者のセルフマネジメント力を定着するようサービス利用について検討を重ねている。 ②高齢者に関わる方々に会議や講座に出席いただく等、連携体制の強化を図った。介護予防の重要性や適切な介護サービスの利用等、市民向け講座を今後も開催していく。 ③様々な会議を通して、地域課題を積み上げ、参加者と共有してきたが、その地域課題について解決できるような取り組みが十分できていない状況である。令和3年度(2021年度)から変更する日常生活・総合支援事業の建てつけについて、関係機関や市民への周知が十分ではないので、スケジュールを意識しながら取り組むべきであった。	地域包括支援センター・介護保険事業者・高齢者に関わる地域住民らと様々な会議を通して、連携の強化を行うと同時に、高齢者が自立した生活を送るために高齢者自身が意識づけできるような取り組みを行っている。同時に、日常生活・総合支援事業の建てつけを変更することで、元気な高齢者を増やす取り組みを行っている。	第8期介護保険事業計画をふまえて、高齢者が自立した生活が送れるような介護サービスを提供していただきたい。 ③については、昨年度に引き続き同じ課題があげられている。会議の在り方も含めて、改善に向けて再検討されたい。	高齢福祉課	105	
		③障がいのある児童に対する支援	障がいのある子どもが、地域で社会の一員として主体的に生きる力を高められるように、関係機関などと連携し、ライフステージに合った福祉・保健・医療などを支援します。	「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい児通所支援を主として、必要時に障がい福祉サービス・地域生活支援事業の利用を推進するとともに、障がいのある子どもに対する適切な療育の提供により、生活能力等の向上や、またその生活を支えることにより、保護者の負担も軽減していく。	①令和3年(2021年)1月末時点での障がいのある子どものサービスの利用状況は、障がい福祉サービス・地域生活支援事業については減少傾向にあり、受給者証の発行数は、53人となっているものの、障がい児通所支援についてはサービスが創設された平成24年度(2012年度)以降増加し続け、令和3年1月末時点で受給者証の発行数は442人となっている。 ②障がいのある子どもに対し、学校・事業所・市が連携し、障がい児支援利用計画に基づき、必要な療育の機会を提供するとともに、保護者の負担を軽減した。 ③今後も療育を必要とする障がいのある子どもが適切な療育を利用できるよう、関係機関に周知するとともに、HP・福祉のしおり等でも継続して周知に努め、サービスを利用しやすい環境作りにも努めていく。	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい児通所支援を主として、必要時の障がい福祉サービス・地域生活支援事業の利用を推進するとともに、障がいのある子どもに対する適切な療育の提供により、生活能力等の向上や、その生活を支えることにより、保護者の負担も軽減していく。	新たに策定された「第6期障がい福祉計画」の実現に向けて支援体制を充実させていただきたい。通所支援のHP案内は、こども発達支援センターだけでなく、障がい福祉課にも掲載した方がわかりやすい。	障がい福祉課	106	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標④：男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
		④障がいのある人に対する支援	障がい福祉サービスの提供を進め、地域での自立した生活を支援するための事業を推進します。	「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の提供を行い、平成31年(2019年)4月に開設した地域生活支援拠点を活用し、障がいのある人の自立に向けた支援を継続して実施する。	①様々な障がいのある人に対し、障がい福祉サービス・地域生活支援事業のサービス提供を実施した。 ②就労やグループホームの利用を希望する方に対し、引き続き障がい福祉サービスによる就労訓練の機会の提供とともに、一般就労に向けた支援を行い、また、グループホームの利用による自立した生活への支援を実施した。 ③引き続き、HP・福祉のしおり等で障がい福祉サービス・地域生活支援事業について、継続して周知を行う。	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の提供を行い、地域生活支援拠点を活用し、障がいのある人の自立に向けた支援を継続して実施する。	新たに策定された「第6期障がい福祉計画」の実現に向けて支援体制を強化していただきたい。	障がい福祉課	107	
		⑤生活が困難している人に対する自立支援	生活が困難している人への相談や指導・助言を行い、自立に向けた支援に努めます。	引き続き、生活困窮者自立相談支援事業の実施により、生活困窮に関する相談を一元的に受け付ける窓口として機能するとともに、相談者に寄り添って自立に向けた支援に努める。また、生活困窮者就労準備支援事業の利用者増加を目指す。より早期に支援が開始できるよう、周知・啓発に努めていく。	①コロナ禍で急増する生活困窮者に対する総合的な相談窓口として機能している。一人ひとりに合わせた支援計画を作成し、各種貸付や制度を利用しつつ、自立に向けた伴走型の支援を実施している。とりわけ令和2年度(2020年度)は、住居確保給付金と生活福祉資金貸付の申請相談が急増した。また、生活困窮者就労準備支援事業の利用者においても、手厚い就労支援を実施している。 ②急増した住居確保給付金と生活福祉資金貸付の相談について、要件緩和等の制度改正にも対応しつつ、審査事務の簡素化等により、支援を必要としている人に迅速に対応できた。 ③困窮している人が、経済的、精神的に追い詰められてしまう前に支援を受けられるよう、支援を必要としている人を迅速に把握できる地域づくりを進めるとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。就労準備支援事業についても、利用者が増えるよう周知に努める必要がある。	引き続き、生活困窮者自立相談支援事業の実施により、生活困窮に関する相談を一元的に受け付ける窓口として機能するとともに、相談者に寄り添って自立に向けた支援に努める。また、生活困窮者就労準備支援事業の利用者増加を目指す。より早期に支援が開始できるよう周知・啓発に努めていく。	コロナ禍の状況下で手厚い支援を実施できた点は評価できる。 ①の推進状況については、支援件数や就労支援事業利用者、就労支援により改善された件数等、数値による状況報告をしていただきたい。	福祉政策課	108	
				平成29年(2017年)にハローワークの常設窓口を福祉事務所に設置したことから、生活困窮者(生活保護受給者)のためのワンストップ型サービスを提供し自立支援体制の充実に努め、連携を強化し、就労に向けての支援体制の充実に努める。	①課内に就労支援員等を配置及び福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置し、生活困窮者(生活保護受給者)の自立支援を行った。(利用延べ人数146人) ②就労支援員等を配置及び福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置したことにより、生活困窮者(生活保護受給者)の自立の助長に繋がった。 ③市が実施する就労支援等事業と、福祉事務所に設置したハローワークの常設窓口とのより密な連携に努め、更なる生活保護受給者の自立支援体制の充実に努める。	福祉事務所に設置したハローワークの常設窓口と連携を図りながら、生活困窮者(生活保護受給者)のためのワンストップ型サービスを提供し、更なる自立支援体制の充実に努め、就労に向けての支援体制の充実に努める。	コロナ禍にありながら、自立支援に向けた窓口利用者が昨年度と同様に留まっている。今後ますます生活困窮者の増加が見込まれるので、就労に向けた支援体制を強化していただきたい。また、就労が可能な人については、市役所での軽作業、公園道路の清掃等、担当課が目の行き届く範囲での就労訓練の実施に努められたい。	保護課	109	
		⑥就労困難者に対する就労支援	母子家庭の母や寡婦、高齢者や障がいのある人など、就労が困難な人の就労を促進するため、ハローワーク等関係機関と連携し、就労機会の確保・拡大に努めます。	地域就労支援センターにおいて、職業訓練等の情報提供をするともに、ハローワークとのより一層の連携強化を図り、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。	①就労支援センターで週3日、就労相談を実施している。(令和2年度(2020年度)利用延べ件数は2月末時点で76件) ②地域就労支援センターにおいて、求人情報等ハローワークより得た情報を提供するという形で連携を行うことができた。 ③ハローワークとの連携をより強化し、地域就労支援センターによる就労相談・支援に努める。	地域就労支援センターにおいて、職業訓練等の情報を提供するとともに、ハローワークとのより一層の連携強化を図り、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。	コロナ禍により求人が減っているため、市役所での軽作業、公園道路の清掃等、市担当課の目の行き届く範囲での就労訓練の実施に努められたい。	産業振興課	110	
		⑦小地域活動の推進	地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子など支援を必要とする人々が住み慣れたまちで安心して生活できるように、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いの取り組み「小地域活動」を推進し、地域力の強化を図ります。	引き続き門真市社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動に対し、補助金を交付するとともに、よりきめ細かな、かつ実効的な事業が実施できるような仕組みづくりや助言を行っていく。	①門真市社会福祉協議会が小学校区単位で実施する小地域ネットワーク活動に対して、事業費補助を行った。 ②地域住民が主体となった支え合い活動を支援することにより、地域力の向上につながった。令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルスの影響で各校区の活動は縮小したが、屋外の美化活動で使用するジャンパーや、いきいきサロンの会場の換気に用いる扇風機の購入に補助金を充てるなど、時勢に応じた活動に対する支援を行った。 ③様々な課題を抱えた人達が安心して生活できるよう、これからも小地域活動を推進できるような仕組み作りの構築に努めていく必要がある。とりわけ、障がいのある人が参加しやすい取り組みを検討していく必要がある。	引き続き、門真市社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動に対し補助金を交付するとともに、よりきめ細かな、かつ実効的な事業が実施できるような仕組み作りや助言を行っていく。	新型コロナウイルスがおさまるまでは活動しにくい面もあるが、できる範囲で小地域活動を推進されたい。	福祉政策課	111	

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標④：男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

方針	施策	施策の内容(項目)	市の取り組み	令和2年度の事業目標	令和2年度の①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の事業目標	審議会の意見	担当課	事業番号	施策番号
方針2	女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対策を進める	①情報提供の充実	母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、生活情報や行政サービス情報などを提供します。	広報紙やHPだけでなく、講演会開催時に情報提供する等、困難な状況にある女性が安心して情報提供を行う。	①WESSIにおいて女性のための相談を行うとともに、必要な支援や情報をワンストップで提供した。	広報紙やHPだけでなく、講演会開催時に情報提供する等、困難な状況にある女性が安心して情報提供を行う。	女性であるために困難な状況に置かれている人々へのセーフティネットを充実させるために、 ①情報提供の充実 ②相談体制の充実 ③複合的な課題への対応 の3項目に整理されている。 ①については、定期的に発行する広報紙の活用、HP、講演会や相談の場での情報提供等、様々な機会をとらえて実施されていること、評価できる。	人権市民相談課	112	22
					②複合的な要因で困難な状況にある女性が安心してできる支援体制を整えることができた。					
					③更に周知を行い、安心して日常生活を送ることができるよう、情報提供に努める。					
					①相談窓口の周知については、定期的に広報紙に女性のための相談や人権相談窓口を掲載して周知を行った。 各相談窓口の相談件数(延べ) ・人権相談458件(女性335件(うちDV99件)・男性123件(うちDV11件)) 総件数が前年度の延べ331件から127件増加した。相談対応においては、寄り添い相談46件(前年度から16件減)、自宅等への出張相談3件(前年度から2件減)と減少した。 ・女性のための相談267件(夫婦間トラブル・離婚前相談・DV167件、親族間トラブル29件、その他(生きづらさ、近隣・知人・男女関係トラブル、生活不安、病気不安、子育て他)71件) ・人権擁護委員の相談2件(男女比不明) 人権擁護委員による人権相談では、市内11カ所の福祉施設で出張相談を実施している(内9カ所は新型コロナの影響により2年度は中止)。 ②女性のための相談について、対応日数を増やしたことで件数がほぼ倍増した。継続相談や再相談が半数を占めており、安心して相談できる場を提供できた。 ③複合的な課題を抱えた相談者への相談支援を行うため、相談員自身が自己研鑽に努め、関係機関との協働を図る。					
					引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。					
					引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、関係機関等との更なる連携強化を図る。					
母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性などが、安心して日常生活を送ることができるように、また、人権侵害などの事象に総合的に対応できるように、関係課や関係機関との連携強化を図ります。	①自立支援員によるひとり親自立支援相談を、1月末時点で227件実施した。また、母子・父子自立支援員勉強会等に参加することで、自立支援員の知識向上にも繋がった。 ②ひとり親家庭等の相談内容に応じ、関係機関等との連携を図り、支援を行った。 ③ひとり親家庭の相談先として、自立支援員の周知啓発を行うとともに、関係機関等と連携する等、適切な支援に努める。	柔軟に対応できる相談体制の充実を図るとともに、関係機関等との更なる連携強化に努める。ひとり親家庭への支援体制についての周知を図る。	子育て支援課	114						
「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある女性や高齢者・難病等の方々の相談に対応できるよう、地域生活支援拠点と、拠点に移転する障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に引き続き取り組む。	①障がいのある女性・高齢者・難病等の方々からの相談、障害者虐待防止法に関わる相談等に地域生活支援拠点と障がい者基幹相談支援センターとともに関係機関と連携して対応する等、相談支援体制の充実が図れた。また、障害者差別解消法に関する相談にも引き続き対応できるよう、庁内への周知及び新採職員・新任管理職向け研修を実施するとともに、関係機関との連携を図り相談体制を充実させた。 ②関係機関との連携により様々な問題に対し、スムーズに対応できるよう努めた。また、障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる相談支援体制の構築ができた。 ③今後も障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に取り組むとともに、各地域での相談支援のニーズを把握できるよう努める。	第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある女性や高齢者・難病等の方々の相談に対応できるよう、地域生活支援拠点と障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に引き続き取り組む。	障がい福祉課	115						
母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性の生活保護受給者世帯について関係各課及び機関と連携を図るとともに、専任の面接相談員を配置し、人権侵害等の事情への総合的な対応に努め、連携を強化し、就労に向けての支援体制の充実を図る。	①関係各課・機関と連携を図るとともに、専任の面接相談員を3名配置し、母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性の生活保護受給者世帯への対応を行った。また、就労支援カウンセラーや、求職開拓員を配置しCWとも連携しながら就労へ向けた取り組みを実施した。 ②関係各課・機関と連携を図るとともに、専任の面接相談員や就労支援カウンセラーを配置することにより、人権侵害等の事案への対応もきめ細かい対応が行えるようになった。 ③関係各課・機関との連携を図り、今後もきめ細やかな支援を行っていく。	母子家庭や寡婦、障がいのある女性、外国人女性の生活保護受給者世帯について関係各課・機関と連携を図るとともに、専任の面接相談員を配置し、人権侵害等の事情への総合的な対応に努め、連携を強化し、就労に向けての支援体制の充実を図る。	保護課	116						
関係機関との更なる連携強化を図る。	①出産病院からの要養育支援者情報提供票を活用し、産婦の継続したフォローに努めた。また、妊娠届出時の助産師等の全数面接で支援を要する妊婦や家族を把握し、早期の介入や他機関との連携が図れるように努めた。 ②関係機関との密な連携が図れている。 ③出産病院だけでなく、かかりつけ医との連携の強化も図る必要がある。	引き続き、関係機関との更なる連携強化を図る。	健康増進課	117						

令和2年度 第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シート

基本目標④：男女が健康で安心して暮らせるセーフティネットを充実していきましょう

方針	施策	施策の内容 (項目)	市の取り組み	令和2年度の 事業目標	令和2年度の ①推進状況 ②評価 ③改善点	令和3年度の 事業目標	審議会の意見	担当課	事業 番号	施策 番号
		③複合的な課題に関する対応	さまざまな複合的な課題を抱えた家庭の悩みや困難を解決するため、関係課や関係機関などとの連携による対応の充実を図ります。	引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。	①相談窓口の周知については、定期的に広報紙に女性のための相談や人権相談窓口を掲載して周知を行った。 各相談窓口の相談件数(延べ) ・人権相談458件(女性335件(うちDV99件)・男性123件(うちDV1件)) ・総件数が前年度の延べ331件から127件増加した。相談対応においては、寄り添い相談46件(前年度から16件減)、自宅等への出張相談3件(前年度から2件減)と減少した。 ・女性のための相談267件(夫婦間トラブル・離婚前相談・DV167件、親族間トラブル29件、その他(生きづらさ、近隣・知人・男女関係トラブル、生活不安、病氣不安、子育て他)71件) ・人権擁護委員の相談2件(男女比不明) 人権擁護委員による人権相談では、市内11カ所の福祉施設出張相談を実施している(内9カ所は新型コロナウイルスの影響により2年度は中止)。 ②女性のための相談について、対応日数を増やしたことで件数がほぼ倍増した。継続相談や再相談が半数を占めており、安心して相談できる場を提供できた。 ③複合的な課題を抱えた相談者への相談支援を行うため、相談員自身が自己研鑽に努め、関係機関との協働を図る。	引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。		人権市民相談課	118	
				相談体制の充実を図るとともに、関係機関等との更なる連携強化に努める。	①複雑な問題に対する解決を図るため、対象者の状況把握に努め、必要な支援を展開するべく、関係各課・機関と連携を行った。 ②各関係機関と連携を図ることで、毎年増加する児童虐待をはじめとした様々な相談に対応することができた。 ③増加する様々な相談に対応できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、各関係機関との連携強化を図る必要がある。	相談体制の充実を図るとともに、関係機関等との更なる連携強化に努める。		子育て支援課	119	
			「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある女性・高齢者・外国人、難病等の方々抱える様々な問題やその世帯の相談に対して対応ができるよう、平成31年(2019年)4月開設予定の地域生活支援拠点と、拠点に移転する障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に取り組むとともに、社会資源の活用等に取り組む。	①障がいのある女性・高齢者・外国人、難病等の方々抱える様々な問題に、関係機関と連携して取り組んだ。また、地域生活支援拠点と障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる相談支援体制を充実させた。 ②個人の複合的な問題に対応するだけでなく、世帯の複合的な問題にも対応する等、関係機関と連携して対応を実施した。また、障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる問題解決にも取り組めた。 ③様々な問題を抱える障がいのある人及びその世帯の相談に対して対応ができるよう、引き続き、障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に取り組む。	第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある女性・高齢者・外国人、難病等の方々抱える様々な問題やその世帯の相談に対して対応ができるよう、地域生活支援拠点と障がい者基幹相談支援センターを中核としたネットワークの強化に取り組むとともに、社会資源の活用等に取り組む。		障がい福祉課	120		
			複合的な問題を抱えた生活保護受給者世帯の悩みや困難を解決するため関係各課及び関係機関と連携を図るとともに、課内の相談員(子ども健全育成相談員等)を活用することにより問題の解決に努める。	①関係各課・機関と連携を図るとともに、課内の相談員(子ども健全育成相談員等)を活用することにより、子育てや日常生活における複合的な問題を抱えた生活保護受給者世帯の悩みや困難を解決し、世帯の自立助長を行った。 ②令和2年度(2020年度)はコロナ禍の中、訪問等が制限されたが、関係各課・機関と連携を図るとともに、課内の相談員(子ども健全育成相談員等)の電話等による支援により例年と変わらぬ取り組みが行われ、子育てや日常生活の悩みや困難が解消され世帯の自立助長が図られた。 ③関係各課・機関と連携をきめ細やかに行う。また、課内の相談員(子ども健全育成相談員等)の更なる活用を行う。	複合的な問題を抱えた生活保護受給者世帯の悩みや困難を解決するため、関係各課・機関と連携を図るとともに、課内の相談員(子ども健全育成相談員等)を活用することにより問題の解決に努める。		保護課	121		
			関係機関との更なる連携強化を図る。	①地区担当の保健師を通し、子育て支援課や家庭児童相談センター、大阪府中央子ども家庭センター、医療機関等と連携を図り、家庭のフォローに努めた。 ②養育者からの相談だけでなく、関係機関からの連絡を受けて、家庭の支援に努めることもあり、連携の定着ができつつある。 ③引き続き、連携強化を図る必要がある。	引き続き、関係機関との更なる連携強化を図る。		健康増進課	122		